

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 入札説明書等に関する(第1回)質問と回答(平成21年8月5日公表)

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
1	入札説明書		用語の定義	応募企業	用語の定義が事業契約書(案)の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
2	入札説明書		用語の定義	応募グループ	用語の定義が事業契約書(案)の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
3	入札説明書		用語の定義	構成員	用語の定義が事業契約書(案)の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
4	入札説明書		用語の定義	協力会社	用語の定義が事業契約書(案)の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
5	入札説明書		用語の定義	処理対象物	用語の定義が事業契約書(案)の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
6	入札説明書		用語の定義	事業提案書	用語の定義が事業契約書(案)の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
7	入札説明書		用語の定義	整備・運営委託料	用語の定義が事業契約書(案)の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
8	入札説明書	2	2-(1)-5-①	本施設の設計及び建設に関する業務	本施設は、建設後所有権が市に移行することから、一般廃棄物処理施設設置許可申請手続きは市が行い、事業者が補助することが妥当だと考えますが、いかがでしょうか。	事業者が実施。
9	入札説明書	2	2-(1)-5-②	本施設の運営・維持管理に関する業務	『本施設の運営及びその他関連業務』『処理施設の運転管理及びその他関連業務』とありますが、その他関連業務とは具体的に何を示すのでしょうか。ご教示下さい。	各種申請、検査等を想定しています。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
10	入札説明書	2	2-(1)-5-②	本施設の運営・維持管理に関する業務	『稚内終末処理場』における現状のユーティリティ(電気・水道・ガス・薬品等)単価について、ご教示願います。また、下水道使用料もご教示願います。	実施方針に関する質問と回答(No.22)において回答のとおりです。
11	入札説明書	2	2-(1)-5-②	本施設の運営・維持管理に関する業務	警備については、現地職員にて対応可能な、一般警備と理解して宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問と回答(No.20)において回答のとおりです。
12	入札説明書	2	2-(1)-7)	事業期間	『本事業の事業期間は、平成22年4月から平成39年3月までの17年間(設計・建設期間2年間、運営・維持管理期間15年間)とする。』と記載があるが、事業スケジュール(予定)より供用開始時期が早まった場合、その開始時期から15年間という理解で宜しいでしょうか、ご教示願います。	実施方針に関する質問と回答(No.23)において回答のとおりです。
13	入札説明書	3	2-(1)-8)	事業のスケジュール(予定)	生活環境影響調査、一般廃棄物処理施設設置申請、林地開発許可申請、建築確認許可並びに冬期建設を考慮すると設計建設期間の延長は可能でしょうか。 可能の場合、運営維持管理期間の取り扱いについて、ご教示願います。	設計建設期間の延長は想定していません。
14	入札説明書	4	2-(1)-9)	事業期間終了時の措置	本事業契約満了後、市が改修・運営及び維持管理業務に関する契約を事業者と新たに契約する場合のリスク分担は、本事業契約とは別に、事業期間終了3年前の時点から開始される市及び事業者との協議において検討、決定されるのでしょうか。	そのとおりです。
15	入札説明書	4	2-(1)-10)-①	建設一時金	建設一時払金については、国庫補助金等の受領及び起債により調達した額を支払うとしていますが、何らかの理由で国庫補助金等が減額された場合、建設一時払金は減額されず、事業者の提案した建設一時払金の金額通り支払われますでしょうか。	国庫補助金等の減額が事業者の責に起因する場合には、減額されることが考えられます。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
16	入札説明書	4	2-(1)-10)-②	整備割賦払金	「上記①の建設一時払金を除いた額を 60 回(管理運営期間15年×年4回払)で元利均等分割した額を、毎年四半期毎に整備割賦払金として支払う。」と記載されていますが、“実施方針に関する質問と回答”の No. 109の質問の②に対する回答の②と異なっておりますが、考え方を変更されたのでしょうか？	実施方針に関する質問と回答を精査した結果、変更になりました。
17	入札説明書	4	2-(1)-10)-②	整備割賦払金	平成 24 年 4 月 2 日(月)が金利決定基準日となっておりますが、事業契約書(案)第 1 条(3)同条(24)等では、平成 24 年 3 月 31 日(土)が工事完了予定日、同年 4 月 1 日(日)が運営開始予定日と規定されています。閉庁日を考慮された上での設定なのか、また施設所有権移転日と金利決定日の齟齬は無いのか、今一度の御確認を御願ひ致します。	レート算出の銀行が休業日みなので、翌営業日とします。原案のままとします。
18	入札説明書	4	2-(1)-10)-②	整備割賦払金	基準金利は 15 年物でよろしいでしょうか。本案件は平成 34 年 4 月 3 日に金利が見直されるため、念のために質問しております。	原案のままとします。
19	入札説明書	4	2-(1)-10)-③	運営委託料	運営委託量の固定費に、基本料金以外の用益費についても、施設運営上不可欠な物(管理部分の光熱費や、施設維持に最低限必要な電気代等)を算入してもよろしいでしょうか。	基本料金以外の用役費は変動費とします。
20	入札説明書	4	2-(1)-10)-③	運営委託料	SPC が支払うべき租税公課(法人税等)は、運営委託料のうち「固定費」に分類されますでしょうか。	そのとおりです。
21	入札説明書	4	2-(1)-10)-③	運営委託料	運営委託量は、処理対象物の増減にかかわらず、定額と考えて宜しいでしょうか。また、固定費と変動費を分けて提出理由をご教示下さい。	ごみ量の増減により変動するものを変動費としています。物価変動等の見直し指標の設定、ペナルティ等増減額率を決めるために必要な指標の設定とするため、分けています。なお、必ずしも変えるものではありません。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
22	入札説明書	4	2-(1)-10)-④	その他の収入	副生成物、余剰エネルギー等の売却収入による施設の維持管理・運営に対する費用からの控除は行わないとしていますが、事業者が提案した水準に満たない収入となった場合においても、整備・運営委託料の減額を伴うペナルティはないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
23	入札説明書	5	2-(12)	市が実施する事業	処理不適合物及び最終残渣の埋立処理を市が実施するとの事ですが、事業者は市が所有する近隣の埋立処分場内に埋立処理物を持ち込み指定された場所若しくは時間帯に事業期間において搬入することが出来るとの考えで宜しいでしょうかお示ください。	そのとおりです。
24	入札説明書	7	3-(2)-2)	施設規模	各処理対象物(生ごみ・下水道汚泥・水産廃棄物・紙類・油類)について、搬入車種・搬入台数・搬入頻度(ピーク時間、各時間の搬入台数)・受入荷姿(ビニール袋、専用容器等)など、受入設備の受入能力・仕様の決定に必要な設計データをご開示願います。	要求水準書 添付資料7に示すとおりです。
25	入札説明書	7	3-(2)-2)-①	処理対象	処理対象物として、本項に掲げているもの以外で処理可能なものはありませんでしょうか。また、事業者提案によって、新たな処理対象物を加えることは可能でしょうか。	処理対象物にあげているものとします。 一般廃棄物については、可能性もありますが、収集の都合上難しいと判断します。
26	入札説明書	7	3-(2)-2)-①	処理対象	2)施設規模 ①処理対象 については、今回事業検討に当たっての保証値と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
28	入札説明書	7	3-(2)-2)-①	処理対象	一般廃棄物(生ごみ)、下水道汚泥、水産廃棄物の量が示されていますが、示されている量については市殿のギャランティ項目と理解して宜しいでしょうかそれとも最低保証数量があればご教示願います。	

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
27	入札説明書	7	3-(2)-2)-①	処理対象	<p>生ごみ、下水汚泥、水産廃棄物、紙類、油類それぞれについて、搬入車両、搬入頻度、荷姿をご教示いただけませんか？</p> <p>併せて、それぞれの原料中の市のリスクとして保証する数値の範囲（変動幅）が有る場合は、その値を明示願います。</p> <p>さらに生ごみ収集袋の種類をご教示ください</p>	<p>要求水準書 添付資料7に示すとおりです。</p> <p>変動係数は年 1.15 です。</p> <p>現在の指定ごみ袋は、ポリエチレン製です。</p>
29	入札説明書	7	3-(2)-2)-①	処理対象	<p>『紙類、油類については事業者の提案により必要とされた場合、処理対象に加えることが可能』とありますが、</p> <p>1. 当初の事業提案書では紙類、油類を加えると記載した場合、運営段階で紙類、油類の受入を取りやめることはできますか？その場合、ペナルティーはありますか？</p> <p>2. 当初の事業提案書では紙類、油類を受け入れると記載しなかった場合、運営段階でそれらを受け入れるように変更することは可能ですか？その場合、サービス購入対価として、紙類・油類の処理委託費は支払われますか？その単価は生ごみと同じ単価になるのでしょうか？</p>	<p>実施方針に関する質問と回答 (No.93) をご覧下さい。</p>
30	入札説明書	8	3-(2)-2)-①	処理対象	<p>紙類および油類については処理対象に加えることが可能となっておりますが、調達業務は官民どちらの範疇とお考えでしょうか。</p>	<p>市の分担となります。</p>
31	入札説明書	8	3-(2)-2)-⑤	エネルギー回収条件	<p>メタン回収ガス発生率 150Nm³/ごみt以上は、処理対象のうち、生ごみのみに適用されるものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>処理対象物全量に適用されます。</p>
32	入札説明書	8	3-(2)-2)-⑤	エネルギー回収条件	<p>稼働後に、高効率原燃料回収施設の基準に結果的に適合できなかった場合のペナルティーはありますか？ある場合は具体的にご提示願います。</p>	<p>事業者の誤操作等、施設設備の機能等に起因する場合には、ペナルティ等が想定されます。</p> <p>事業者の瑕疵がある場合は、事業契約書(案)第 52 条の記載のとおり。</p>
33	入札説明書	9	4-(2)	事業者選定の予定及びスケジュール	<p>基本協定書(案)等の公表遅れに伴う、スケジュールの変更は、第一回質問提出日以降はございませんでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
34	入札説明書	9	4-(2)	事業者選定の予定及びスケジュール	『平成21年12月中旬 優先交渉権者の決定』『平成22年3月 事業契約の締結』とありますが、12月～3月の短期間ではSPCの設立及び契約の締結の為の期間としては不十分かと思われます。貴市、SPC双方が納得出来る交渉を行う為にも、より長めの交渉期間の設定をお願い致します。	原案のままとします。
35	入札説明書	12	4-(3)-9)	審査通過者別説明会の実施	審査通過者別説明会が、平成21年10月14日に開催とのことですが、実施日から入札書及び事業提案書の提出日までの期間が短く、説明会での内容が提案内容の骨格に及ぶ場合は、提案書等に反映させることは困難です。説明会開催日の大幅な繰上げは可能でしょうか。また、実施日の変更が無い場合の説明会への参加は任意とさせて頂けるでしょうか。	他のスケジュールの都合から、説明会開催日変更は考えておりません。 参加については任意とします。
36	入札説明書	12	4-(3)-9)	審査通過者別説明会の実施	審査通過者別説明会を10月14日(審査通過者の意思疎通が目的)その内容公表を10月21日、提案書の受付が10月30日とのスケジュールが公表されていますが、本件の提案書提出にはそれなりの社内手続きが伴いますので、説明会及び内容公表を削除するか任意とすることは可能でしょうかお示しください。	参加については任意とします。 特殊な技術、ノウハウ等に係り、審査通過者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き公表します。
37	入札説明書	13	4-(3)-11)-④ -(イ)	入札保証金	入札保証金とは、何を示しますか？	地方自治法施行令第167条の7第1項の入札保証金をいう。
38	入札説明書	13	4-(3)-11)-④ -(イ)	入札保証金	「入札保証金は、稚内市契約規則5条に該当する場合は免除することとする。」と記載されていますが、稚内市契約規則5条(1)に該当するか否か、何時判断して頂けますか？	入札時に判断いたします。
39	入札説明書	13	4-(3)-12)	入札の取り止め等	『また、応募者が連合し・・・あるいは競争性が担保されないと認められる場合』とありますが、競争性が担保されなどは具体的に何を示すのでしょうか。ご教示下さい。また、応募者が1社でも入札は成立するのでしょうか。	応募者が連合し、公正に入札を執行できない状態等です。 応募者が1社の場合は、成立します。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
40	入札説明書	14	5-(1)-1)	入札参加	競争入札参加資格登録業者への名簿登録を代表企業に対して求めています。建設工事の種類は問わないとの解釈で宜しいでしょうかお示ください。	そのとおりです。
41	入札説明書	15	5-(1)-2)-④-イ	応募者の構成員等の資格等要件	中間処理施設(プラント)の建設にあたる者は、『メタン発酵設備の実機あるいは実証機での安定した運転実績を有すること』とありますが、建設実績ではなく、運転実績を求める理由をご教示ください。	実施方針に関する質問と回答(No.46)において回答のとおりです。
42	入札説明書	15	5-(1)-2)-④-イ	応募者の構成員等の資格等要件	ここでの『メタン発酵設備』とは下水汚泥の消化設備も含むと考えて宜しいでしょうか？	実施方針に関する質問と回答(No.50、No.59)において回答のとおりです。
43	入札説明書	15	5-(1)-2)-④-イ	応募者の構成員等の資格等要件	ここでの運転実績としては1年以上の実績が必要であると考えるて宜しいでしょうか？	「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能の指針に関する指針について(平成10年10月28日生衛発第1572号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。)に定められています。
44	入札説明書	15	5-(1)-2)-④-イ	応募者の構成員等の資格等要件	実機または実証機の運転実績とありますが、様式集の参考書式1では納入実績及び運転実績証明書として、納入施設の管理責任者の印が必要とされています。実証機の運転実績の場合、社内実験等のデータでは不適合であり、第三者(公的機関や自治体など)との共同実証試験の記録が必要であり、その第三者が押印した参考書式1が必要であると理解して宜しいでしょうか？	処理対象物を処理することにより、高効率原燃料回収施設の基準を満足することが可能である旨を示す技術資料及び技術を保証する資料等とし、必ずしも第三者機関等の評価を受けたものに限りません。
45	入札説明書	16	5-(1)-2)-④-イ	応募者の構成員等の資格等要件	『また、その施設が・・・技術資料及び技術を保証する資料等』とありますが、請負工事の『特記仕様書』での証明でも宜しいでしょうか。	不可とします。 No.44の回答を参照して下さい。
46	入札説明書	15,16	5-(1)-2)-④-イ及び(2)	運転実績	メタン発酵設備の運転実績に関し、事業提案書提出日(平成21年10月30日)における実績を証明とのことですが、応募者の参加資格認定基準日は平成21年7月31日となっており、矛盾しております。応募方法をご教示ください。	平成21年7月31日において、平成21年10月30日時点で運転実績が見込まれることです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
47	入札説明書	16	5-(1)-2)-⑤	応募者の資格等要件	①中間処理施設の運営及び維持管理にあたる者は、複数で実施する場合でも1社でア)稚内市の競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること、及びイ)メタン発酵機の実機あるいは実証機での運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上専任で配置できる必要があるでしょうか。 ②または、運営維持管理業務を2社で実施する場合、A社が登録業者名簿に登録されており、B社が運転経験を有する技術者を配置することで、資格要件を満足すると考えてよいでしょうか。	①主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすことで可能です。 ②主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満足してるといえません。
48	入札説明書	16	5-(1)-2)-⑤-(7)	参加資格	プラントの運営及び維持管理にあたる者は、稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録とありますが、登録種別に関係なく、業者名簿登録されていればいいと理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
49	入札説明書	16	5-(1)-2)-⑤-(7)	参加資格	プラントの運営及び維持管理にあたる者は、稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録とありますが、協力企業でも資格を満たしていれば、可能なのでしょうか？	そのとおりです。
50	入札説明書	16	5-(1)-2)-⑤-(1)	応募者の資格等要件	メタン発酵機の実機あるいは実証機での運転経験を有する技術者を配置する運営会社と、水処理施設の維持管理会社及び発電施設の維持管理会社が全て異なる場合は、それぞれの会社がメタン発酵設備に関する運転経験を有する技術者を配置しなければならないのでしょうか。	同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすことで可能です。
51	入札説明書	16	5-(2)	応募者の参加資格確認基準日	参加資格確認基準日は7月31日(金)となっていますが、参加資格表明日及び参加資格審査書等の受付の最終日である8月13日(木)となっていないのは何故ですか？	参加資格審査の都合上、7月31日を基準日として設定しているもので、8月13日である必要はないものと考えます。
52	入札説明書	16	5-(4)-1)	入札説明書の承諾	事業契約書(案)については、契約協議において内容の確認及び説明変更は全く出来ないという事でしょうか。	要求水準書及び事業者の事業提案書の範囲内により、協議可能です。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
53	入札説明書	17	5-(4)-3-②	特許権	知り得べき場合とは具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。特許庁のデータベース等で調べることは技術的には可能ですが、そうすると全ての場合が知り得べき場合に相当することになります。	そのとおりですが、一般的かつ合理的に調査可能な範囲でよろしいです。
54	入札説明書	17	5-(4)-3-②	特許権	『ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、市が責任を負担する。』との記載があるが、 ①入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかったとは、どの時点での現象を指すのか。 ②特定の入札参加者が特許権を保有している場合、特許に係る費用は、提案価格に影響を与えないよう(特定の入札参加者が優位とならぬよう)、配慮を行うのか。	実施方針に関する質問と回答(No.72)において回答のとおりです。
55	入札説明書	18	5-(5)	入札予定価格	入札予定価格が示されていますが、設計建設費若しくは維持管理・運営費の割合において、設計建設費のウエートが大きい提案と維持管理・運営のウエートが大きい提案での評価は異なるのでしょうかお示してください。	事業者選定基準に基づき、総合的に判断します。
56	入札説明書	20	6-(3)	ヒヤリング等の実施	審査委員会が必要と判断した場合、ヒヤリングを行うとなっておりますが、必要と判断しない場合とは具体的にどのような状況が想定されるのでしょうかお示してください。	事業者の事業提案書の範囲内で判断ができる場合です。
57	入札説明書	20	6-(5)	落札者決定時から事業契約締結までの失格要件	「なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、……………、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。」と記載されていますが、「市との契約に関して」とは“本件の応募等に係わる活動に関して”と理解し、“これらの活動が①あるいは②の事由に該当した場合には失格になる”と理解すれば宜しいですか？	実施方針に関する質問と回答(No.64)において回答のとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
58	入札説明書	22	7-(1)	基本協定の概要	「ただし、この場合、………随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行なうものとする。」と記載されていますが、この“落札金額の制限内”とは、基本協定を締結しなかった落札者の入札金額を上限とする、との意味でしょうか？	そのとおりです。
59	入札説明書	22	7-(1)	基本協定の概要	落札者が基本協定を締結しない場合…落札金額の制限内でこれを行うものとする。とありますが落札価格の制限内とは具体的にどのようなことかご教示ください。	
61	入札説明書	22	7-(2)	特別目的会社の設立等	事業期間中のSPCの株主構成・出資比率の変更は可能でしょうか。	実施方針に関する質問と回答(No.68)において回答のとおりです。
62	入札説明書	22	7-(2)	特別目的会社の設立等	設立するSPCの最低資本金額や最低自己資本比率等について、何らかの制限はありますか。	実施方針に関する質問と回答(No.69)において回答のとおりです。
60	入札説明書	22	7-(2)	特別目的会社の設立等	設立される特別目的会社は株式会社となりますが、最低資本金の基準はございますでしょうか。	
63	入札説明書	23	7-(5)	契約保証金の納付等	事業者の設計・建設工事等の履行を確保する方法として、履行保証保険の他に保証事業会社の『契約保証』も選択可能と考えてよろしいでしょうか。	可能とします。事業契約書(案)第65条をごらんください。
64	入札説明書	24	8-(2)-②	市の費用負担に関する事項	「②稚内最終処分場における処理不適合物および最終残渣の埋立費用」と記載されていますが、5ページ「12)市が実施する事業②」の5番目の記述が正しいとすれば、稚内最終処分場は“本施設”の誤りではないでしょうか？	稚内市最終処分場です。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
65	入札説明書	24	8-(2)-③	市の費用負担に関する事項	「③稚内市最終処分場との施設供用により必要となる費用」と記載されていますが、具体的にどのような費用を想定されているのでしょうか？	計量器の管理運営費及び道路使用による費用等を想定しています。
67	入札説明書	24	8-(2)-③	市の費用負担に関する事項	③稚内市最終処分場との施設供用により必要となる費用と記載がありますが、具体的に稚内市最終処分場と供用になる施設をご教示下さい。	計量施設及び搬入道路を想定しています。
66	入札説明書	24	8-(2)-③	市の費用負担に関する事項	①稚内市最終処分場の計量設備の改造費用は市のご負担としてよろしいでしょうか。②また、最終処分場からのアクセス道路の設置に伴う費用は、最終処分場の敷地外から今回の事業範囲としてよろしいでしょうか。	①そのとおりです。 ②そのとおりです。ただし、工事期間中の工事用道路の設定を考慮する必要があります。
68	入札説明書	24	8-(3)	資金調達	「プロジェクトファイナンスによる手法を採用すること」との記載がありますが、この手法で資金調達をしないと基礎審査で失格という事でしょうか？	そのとおりです。
69	入札説明書	24	8-(3)	資金調達	①本事業においては、各構成企業及び協力企業に最適なリスク分担をさせ、長期間の事業の安定遂行を図るために、事業者の資金調達方法は民間金融機関によるプロジェクトファイナンスに限定し、構成企業の出資のみ又は構成企業の出資及び融資で資金調達をし、プロジェクトファイナンスでの調達がないことは認めないという理解でよろしいでしょうか。②また、提案時はプロジェクトファイナンスを前提にしながら、事業契約締結後、実際の資金調達がプロジェクトファイナンスで調達されなかった場合、事業契約解除事由に該当することになりますでしょうか。	①そのとおりです。 ②そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
70	入札説明書	24	8-(4)-2)	運営・維持管理期間中の保険	<p>「プラント部分に関する保険および火災保険に加入すること。」との記載がありますが、</p> <p>①プラント部分に関する保険とは何を想定されているのですか？</p> <p>②BTO方式で所有権が市に移転した本施設に火災保険を掛けるということですか？</p> <p>③火災保険料等は運営委託料に含めるとの理解でよろしいですか？</p> <p>④火災保険料等は入札予定価格の算定に含めているとの理解でよろしいですか？</p>	<p>①PFI 事業者の運転員のミス等により機械等が損傷を蒙った場合の修復費をカバーする保険を想定しています。</p> <p>②火災保険に関しては、施設の所有者に対して、施設の管理者が負う賠償責任を担保することを目的とし、付保することとしています。</p> <p>③運営委託料に含みます。</p> <p>④そのとおりです。</p>
71	入札説明書	24	8-(4)-2)	運営・維持管理期間中の保険	<p>「事業者は・・・火災保険に加入」とありますが、本事業はBTO方式により実施されるものであり、運営・維持管理期間中の施設所有権は貴市が保有します。かかる状況で事業者が火災保険に加入するとは、他者の所有物に付保する、との理解でよろしいでしょうか。</p>	
72	入札説明書	24	8-(4)-2)	運営・維持管理期間中の保険	<p>『事業者は、運営開始から事業契約終了までの全期間において、第三者賠償責任保険・・・加入すること』とありますが、事業期間より短い期間を保険期間とし、例えば1年契約として毎年更改することは認められるでしょうか。</p>	<p>可能と考えます。</p>
73	入札説明書	24	8-(4)-2)	運営・維持管理期間中の保険	<p>稚内市殿にて保険に加入される予定があれば、その保険の種類及び内容をご教示下さい。</p> <p>例えば、同じ保証内容でも、稚内市殿にて建物災害共済に加入されるほうが、事業者が火災保険に加入するよりも掛け金が安価になる場合があると考えます。さらに稚内市殿と事業者の二重加入は必要ないと考えます。</p> <p>このように、稚内市殿で加入される保険の内容は、事業費の算定において必要となる、加入予定の全ての保険について回答をお願いします。</p>	<p>(社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を予定しています。</p>

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
74	入札説明書	25	8-(6)	事業契約上の債権の取扱	本事業のサービス購入料の支払について、債務負担行為は既に設定されているのでしょうか。まだの場合は、いつ設定されるのか、併せて御回答願います。	平成 21 年 6 月 19 日に設定されています。
75	入札説明書	25	8-(6)	事業契約上の債権の取扱	本事業において要求されているプロジェクトファイナンスによる資金調達にあたっては、事業者の稚内市様に対する事業契約上の債権に対する担保設定を予定しています。当該担保設定には稚内市様の承諾が必要となるものと思いますが、ご承諾の用意があるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問と回答(No.65)において回答のとおりです。
76	入札説明書	25	8-(6)-2)	債権の質権設定及び債権の担保提供	事業者が資金調達をおこなう金融機関より、市に対して保有する債権の質権設定あるいは担保提供を要求された場合、原則的に市の承諾が得られるものと考えてよろしいでしょうか。	
77	入札説明書	28	8-(13)-1)	国庫補助金等の取り扱い	国庫交付金の交付対象施設となるためには、メタン回収ガス発生率 150Nm ³ /ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス生量 3,000Nm ³ /日以上が条件となりますが、これはごみの質・量に依存します。稚内市では現在想定されているごみの質・量が事業期間中に大きな変動はないとお考えでしょうか。	そのように考えます。
78	入札説明書	30	10-(2)-2)	参加資格審査書	本項に記述されている資格審査書条件では、E及びG;メタン発酵設備の実機納入実績又は実証機設置実績を証明する書類と明記されていますが、参考様式1の「納入施設名」における運転実績証明書にはごみ処理施設との記述があります、ごみ処理施設に特定されるのでしょうか？	参考様式ですので、ごみ処理施設に特定しているわけではありません。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
79	入札説明書	30	10-(2)-2)	参加資格審査書	項目Eに、プラント建設に当たるも者の……実機納入実績または実証機設置実績を証明する書類、とありますが、入札説明書15頁の資格等要件では、『運転実績』は求められていますが『建設実績』は求められていません。15頁の要件に『建設実績』も追加されるべきかと思われませんが、いかがお考えでしょうか？ご教示願います。また、その場合の『建設実績』と『運転実績』は同一施設でなければならない、との理解で宜しいでしょうか？	本施設に設置されるプラント設備・機器の要件を示しており、当該要件を満たす設備・機器を設置することが可能な者であることを資格要件としています。そのとおりです。
80	入札説明書	31	10-(2)-2)	参加資格審査書	項目Hに『性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料』とありますが、『技術を保証する資料とは、参考資料1のような文書で宜しいでしょうか？技術資料とは、運転委託業務等の特記仕様書、契約書で宜しいでしょうか？	不可です。
81	入札説明書	30	10-(2)-2)-E	実績を証明する書類	「企業の合併、分社化……引き継がれていることを証明する書類も提出」とありますが、当該事象に関する東証開示資料を提出する事でよろしいでしょうか。	結構です。
82	入札説明書	30	10-(2)-2)-G	実績を証明する書類	Gの項目を証明する参考様式がありましたらご教示下さい。	様式は任意になります。
83	入札説明書	31	10-(2)-2)-H	性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料	本項目で指定される性能指針及び必要とされる資料とは、具体的にどのような物かご教示ください。	No.44 の回答を参照して下さい。
84	入札説明書	31	10-(4)-1)	入札時の提出書類	入札書は代表企業の担当者が提出する予定ですが、この際の委任状は任意形式でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
85	入札説明書	35	11-(1)-5)	その他事業提案書に関する共通事項	「DVD-ROM CD-ROM 一式を提出」とありますが、DVD-ROM 又は CD-ROM の何れかを提出する、との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
86	入札説明書	37	11-(3)-2)	入札価格内訳書(様式 4-2)	『運営委託料の『処理単価』は、百円単位とする。』とありますが、本事業において処理対象物の処理単価は不要かと思われませんが、ここで言う処理単価とは、具体的に何を示すのでしょうか。ご教示下さい。	処理対象物による変動を算出するための、変動する費用のトンあたりの単価。
87	入札説明書	39	11-(7)-2)-⑧	保険料	『保険毎に保険額を計上すること』とありますが、運営・維持管理費内訳(様式9-5)には保険毎の保険料を記載することという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
88	入札説明書	39	11-(7)-3)-①	整備費の調達内訳	①「建設一時金」、「外部借入」、「出資金」、「その他調達」に分け、その内容を記入する。とありますが、劣後ローンは外部借入に該当するとの理解でよろしいでしょうか。②また、その他調達は追加劣後ローン枠設定との理解でよろしいでしょうか。	①劣後ローンの区別はその他調達に入ります。 ②様式 9-7(5)その他に記載して下さい。
89	入札説明書	40	11-(7)-4)-①	営業収入	①余剰エネルギーや副生成物の売却等の業務は、維持管理・運営企業の業務分担とし、売却等による収入は維持管理・運営企業の収入とすることは可能との理解でよろしいでしょうか。②その場合、SPCの事業収支計画書である様式9-10の営業収入のその他項目には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	②SPCの収入になります。
90	入札説明書	41	11-(7)-6)-②	整備割賦払金	提案の基準金利日は平成 21 年 4 月 1日とありますが、実際の基準日は 2 回(平成 24 年 4 月 2 日及び平成 34 年 4 月 3 日)ありますが、そのいずれも提案時では平成 21 年 4 月 1日としておく、という理解でよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
91	入札説明書	41	11-(7)-6)-③	運営委託料	『運営委託料の『処理単価』は、百円単位とする。』とありますが、本事業において処理対象物の処理単価は不要かと思われませんが、ここで言う処理単価とは、具体的に何を示すのでしょうか。ご教示下さい。	No.86 の回答を参照してください。
92	入札説明書	45	別添1 リスク分担表	1.共通事項 No.9	法律の新設、変更に関しては、貴市のリスク打破ないでしょうか？	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
93	入札説明書	45	別添1 リスク分担表	1.共通事項 No.10	許認可の申請は、あくまでも事業者ですが、明らかに行政または認可を出す期間等々の不備が生じた場合は、その都度協議していただけますか？	該当する事象が発生した場合は協議とします。 そのとおりです。
94	入札説明書	45	別添1 リスク分担表	1.共通事項 No.11	「事業者の事由により予定されていた補助金額が交付されない」とは、どのような事由を想定されているのか御教示願います。	実施方針に関する質問と回答(No.107)において回答のとおりです。
95	入札説明書	45	別添1 リスク分担表	1.共通事項 No.15	期間中に基準金利の見直しを実施、と記述されていますが、何%の増減というような基本的なお考えはあるのでしょうか？	増減の巾については特にありません。
96	入札説明書	45	別添1 リスク分担表	1.共通事項 No.17	一定の範囲の物価変動に伴い、と記述されていますが基準はあるのでしょうか？また、範囲外になれば見直しして頂けるのでしょうか？	事業契約書(案)別紙 13-1 を参照してください。
97	入札説明書	45	別添1 リスク分担表	1.共通事項 No.17	リスク項目/物価変動において「一定の範囲内の物価変動に伴う～」とありますが、この「一定の範囲内」について具体的にご提示願います。	
98	入札説明書	46	別添1 リスク分担表	2.計画段階 No.22	「事業者が実施した測量、調査に関するもの」というリスクは、事業者が実施した測量、調査の不備及び誤謬等から生じる設計上のリスクを指すものと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
100	入札説明書	46	別添1 リスク分担表	3.建設段階 No.31	「事業者が実施した測量、調査に関するもの」による工事遅延というリスク項目になっております。これは事業者が実施した測量、調査の不備及び誤謬等から生じる工事遅延のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	
99	入札説明書	46	別添1 リスク分担表	3.建設段階 No.27	「地中障害物やその他予見できない事項に関するもの」とあります。「その他」には埋蔵文化財、土壌汚染等が含まれるのでしょうか。また「その他予見できない」とあるのは、参考資料等から合理的に予測又は想定できない事項と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
101	入札説明書	47	別添1 リスク分担表	4.運営・維持管理段階 No.36、No.37	リスクNo36・37の備考欄に「計画値範囲内であれば事業者のリスク」と記載されていますが、計画値の具体的な数値をご提示下さい。	要求水準書Ⅲ. -1-(1)-③ 処理対象物、添付資料7 表7 処理対象物の性状等(参考)に示しています。
102	入札説明書	47	別添1 リスク分担表	4.運営・維持管理段階 No.37	搬入ごみのモニタリングの結果、ごみ質に問題があり、施設の運営又は副生成物の利用又は最終残渣の処分に著しく問題が生じると乙が判断した場合に、対象ごみの受入を拒否することはできるでしょうか。	乙が対象ごみの受入を拒否することはできません。かかる事態の発生は考えられませんが、万が一発生した場合は協議を行います。
103	入札説明書	47	別添1 リスク分担表	4.運営・維持管理段階 No.38	「事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合」が事業者の分担となっていますが、事業契約書(案)第35条別紙7の瑕疵担保期間に限定されるものと理解しますが如何でしょうかお示し下さい。	いわゆる瑕疵担保責任についてはそのとおりですが、施設の性能を維持すること自体はPFI事業者の責任範囲となります。
104	入札説明書	47	別添1 リスク分担表	4.運営・維持管理段階 No.38	「事業期間中に施設の瑕疵が見つかった場合」が事業者の分担となっていますが、一般に瑕疵担保期間は2年程度と規定される事例が多いものと思料致します。事業期間(維持管理運営合計15年)を瑕疵担保期間とすることは著しく片務的と考えますので再考戴けないでしょうか。	
105	入札説明書	47	別添1 リスク分担表	4.運営・維持管理段階 No.40	「老朽化、劣化に起因するもの」とありますが、通常の使用で避けられない老朽化・劣化は対象外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書で求めている性能を維持する必要があるため、事業者の担保になります。
106	入札説明書	47	別添1 リスク分担表	4.運営・維持管理段階 No.43	備考欄に「想定できない第三者の行為」とありますが、現時点で想定される第三者の行為を具体的に御提示願います。	テロ行為等が想定されます。
107	入札説明書	47	別添1 リスク分担表	4.運営・維持管理段階 No.45	投入される不適物の処理及び保管に関するリスクが貴市分担となっていますが、本施設で発生する不適物を埋立処分場に搬出するまで貯留・保管する設備も貴市負担との理解で宜しいでしょうか？	不適物の貯留・保管、処理については事業者が実施します。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
108	入札説明書	47	別添1 リスク分担表		投入される生ごみや水産廃棄物のなかの不適合割合が多くなると、本施設から搬出するまでの貯留・保管や、処分場への運搬業務のコストが増加します。貯留・保管や運搬業務が事業者負担とされる場合は、不適合割合増加の場合は、追加費用をお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか？ (リスク分担表『1. 共通事項』の通りと理解いたします。)	事業者の負担ですが、著しく不適合物が増減する場合は協議する。
109	入札説明書	47	別添1 リスク分担表		ごみ受入制約時の対応として、施設処理不能時の市の増加費用が事業者の負担とありますが、生ごみ等が本施設を経由せずに直接最終処分場に埋め立てる費用も含まれるのでしょうか？ご教示願います。	そのとおりです。
110	入札説明書	36	11-(2)	登録番号	グループ構成員及び協力会社一覧に稚内市競争入札参加資格の登録番号を記入するとの事ですが、登録番号について、確認する貴市の部局をご教示願います。	稚内市 総務部 財政契約課 契約グループ 電話 0162-23-6391 になります。
111	入札説明書	38	11-(7)-2)-①	一人当たり単価	一人あたり単価を記入するように運営・維持管理内訳書に求めています。現在も含め将来の雇用の多様化から必ずしも人件費と人員数は事業期間を通じて将来にわたって担保することを提案書に求めているのでしょうかお示ください。	人件費については将来にわたって担保することを求めています。著しく変更される場合は人員数について変更出来るか協議になります。
112	入札説明書	別紙 1-1	別紙 1-1-(2)-1)	整備費	設計・建設業務の対価に相当する額には、設計・建設期間中のSPC事務経費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
113	入札説明書	別紙 1-2	別紙 1-1-(2)-2)	建設一時払金	建設一時払金の額をお示ください。	事業者の提案する内容及び金額より算出するため、提示できません。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
114	入札説明書	別紙 1-2	別紙 1-1-(2)-2)	建設一時払金の改定	事業契約書(案)「第 21 条第 1 項」は、第 62 条第 1 項と読み替えてよろしいでしょうか。その場合、事業契約書(案)別紙 13「整備・運営費の改定」の規定に従う、となっていますが該当する規定が不明確なので御教示下さい。	指摘のとおり「第 62 条第 1 項」の誤りですので、訂正します。
115	入札説明書	別紙 1-2	別紙 1-1-(2)-3)	整備割賦払金 算定方法	整備割賦払金の支払方法は、「割賦元金を 60 回で元利均等払いする額」とあり、「実施方針等に対する質問の回答」No.109 において、元金を金利見直し(平成 34 年 4 月)の前期と後期に案分して各期の元本返済額を決め、前期は「前期元本の元利均等払い+後期元本の利払い」、後期は「後期元本の元利均等払い」とありますが、その場合、前期と後期とでは1回の返済額に大きな差が生じてしまいます。すなわち、事業期間を通して元利均等払いとはなりません。が、本件提案書においてはその考え方で作成してよろしいのでしょうか？	疑義があると感じられたので、入札説明書のとおり作成してください。
116	入札説明書	別紙 1-4	別紙 1-1-(3)-2)-③	算定方法	当該年度に予定される処理量の4分の1を第4四半期の第3四半期まで定額で支払うスキームとなっていますが、仮に処理対象物量が当初公表した数量に比して異常に少ない状況が年間を通して発生した場合の清算方法は遡って調整はしないと解釈しますがお示し願います。	第4四半期において、発生した場合の清算方法は遡って調整をおこないます。
117	入札説明書	別紙 1-4	別紙 1-2-(1)	建設一時払金	『建設期間の各年度末に、建設工事等の竣工に係る検査が完了した場合、速やかに市に請求書を提出する。』とありますが、『竣工に係る検査が完了』していれば、仮にその時点でSPCから下請業者に工事代金等の支払いが済んでいなくても、『市に請求書を提出』できるのででしょうか？	可能です。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
118	入札説明書	別紙 1-4	別紙 1-2-(2)	整備割賦払金	「市による四半期報告書の確認を得た後・・・事業者に対して整備割賦払金を支払う」とありますが、整備割賦払金は設計・建設業務の対価であり、運営期間の報告書(運営業務に関する報告書と史料致します)に関わらず支払われるものと考えます。融資条件並びに事業者のキャッシュフロー計画にも影響し事業の安定性を欠く恐れも有るため、整備割賦払金の支払と運営業務を切り離すべきと考えますが如何でしょうか。	原則一括の支払いとしています。
119	入札説明書	別紙 1-4	別紙 1-2-(2)	整備割賦払金 [算定式]	60回の元利均等払で算定した金額を四半期毎に支払って頂くことになっているが、この算定式であえて“年度あたりの整備割賦払金×(1/4)”としているのは何故でしょうか？	年度あたりの整備割賦払金を年度4回支払うとし、計60回支払うためです。(元本及び利息は含みます)
120	入札説明書	別紙 1-5	別紙 1-2-(3)	運営委託料	「整備割賦払金とあわせて運営委託料を支払う」とありますが、事業者からの請求タイミングその他の合理的な理由によっては個別に支払われると考えてよろしいでしょうか。	原則一括の支払いとなります。
121	入札説明書	別紙 2-1	別紙 2-4-(2)	建設一時払金の算定方法	『「建設一時払金」は、国庫補助金等、補助対象事業費から国庫補助金等を控除した金額の90%、補助対象外事業費の75%及び用地関係費の合計額とする。』とありますが、別紙2-3ページに掲載されている計算例では、⑦の金額、すなわち補助対象外事業費(170,000千円)の75%に相当する金額がゼロになっています。これは何故でしょうか？	例については、補助対象は無いとしています。
122	入札説明書	別紙 2-2	別紙 2-4-(2)	補助対象事業範囲	事業者の希望により処理対象物として追加することのできる、紙及び油に関する施設は、補助対象となるのでしょうか。	交付対象事業の範囲は、同交付金交付取扱要領に基づきます。
123	入札説明書	別紙 2-3	別紙 2-5-(2)	算定方法	補助対象外事業費分地方債、事業者負担金⑦⑧において、金額内訳と備考の②×75%、②×25%が異なります。修正があればお示ください	No.121の回答を参照して下さい。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
124	要求水準書	2	I-4-(2)	建築規制等	林地開発許可(森林法)要とありますが、事業者が開発許可申請手続きを行う必要があると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
125	要求水準書	2	I-4-(2)	林地開発許可	林地開発許可は、市が行い事業者が補助する物と考えてよろしいでしょうか。	事業者が実施するものです。
126	要求水準書	2	I-5	事業範囲	搬入道路に加え、防災調整池の建設も事業者の分担と言う理解で宜しいでしょうか？	そのとおりです。
127	要求水準書	2	I-5	事業範囲	『事業用地外であっても、(中略)事業者の費用と責任において整備する。』とありますが、この場合の用地確保等に関する業務及び費用は市の範囲と理解してよろしいでしょうか？	事業用地外の事業用地確保は事業者の負担となります。
128	要求水準書	2	I-5-(2)-⑪	本施設の運営・維持管理に関する業務	『警備』は、運営・維持管理にあたる現地職員で対応可能な一般警備と理解してよろしいでしょうか？	No.11 の回答を参照して下さい。
129	要求水準書	3	I-5-(2)-⑫	見学者への対応	見学者への対応は市の広報・普及活動の一環であり、施設の運営事業には含まれないものと考えます。「市が行う見学者への対応への協力」に変更いただきたく願います。	原案のままとします。
130	要求水準書	5	I-9-(1)-②-ア	工事施工モニタリング	『工事管理者』、『監理技術者』は事業者(SPC)の社員ではなく、其々の業務を事業者から直接請負う協力会社の社員と理解してよろしいでしょうか？	事業契約書(案)第 20 条を参照して下さい。
131	要求水準書	6	I-9-(1)-③	工事完成モニタリング	事業者は、本施設完成に先立ち性能試験を行うとの事ですが、試験に必要な処理対象物を市殿が確保いただけるとの考えで宜しいでしょうかお示してください。	そのとおりです。
132	要求水準書	7	I-10-(3)-②	参考図書取扱	本書で(参考)と記載されたものは、一例を示すものとされていますが、添付資料7(38 ページ)に示される処理対象物の性状等に関し、応募者に合理的な知見があれば、その知見に基づく性状に基づき事業提案を行ってもよろしいでしょうか。	そのとおりです。なお、事業者のリスク分担となることをご承知おきください。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
133	要求水準書	8	Ⅱ-1-(3)	一般廃棄物処理施設設置許可	申請者(=設置者)は稚内市殿になると思いますが、如何でしょうか。	事業者です。
134	要求水準書	8	Ⅱ-1-(5)	生活環境影響調査	生活環境影響調査については、スケジュール上「設計・建設期間」に行うものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
135	要求水準書	9	Ⅱ-2-(3)	計量器の使用	計量器を使用するにあたり設備改造の可・不可、また改造が可能な場合のリスク分担(費用等)について明示願います。	設備の改造は想定していません。
136	要求水準書	9	Ⅱ-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	「最終残渣及び処理不適物については、事業者の費用と責任において、適正に処理・処分を行う」とありますが、処分費用については別頁にも記載のとおり、市側の負担と考えてよろしいですか。	最終残渣等の処分費用は市が行いますが、最終処分場への搬入は事業者の負担となります。
138	要求水準書	9	Ⅱ-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	最終残渣及び処理不適物の処分は埋立処分とありますが、無償との理解で宜しいでしょうか？	
137	要求水準書	9	Ⅱ-2-(6)	処理排水及び最終残渣の処分	搬出物の運搬について、廃掃法上の廃棄物運搬の許可は必要ないと理解してよろしいでしょうか？ また、廃棄物運搬の許可が必要な場合、許可業者に運搬を委託することは可能と理解してよろしいでしょうか？	事業者と排出者が同一のため、必要ありません。
139	要求水準書	10	Ⅲ-1-(1)-③	処理対象物	各処理対象物の受入形態、搬入車輛の種類・大きさについて、ご教示願います。	要求水準書 添付資料7 表7処理対象物の性状等(参考)に示しています。
140	要求水準書	10	Ⅲ-1-(1)-③	処理対象物	市が保証する処理対象物の量は、年間の発生量でしょうか、日の発生量でしょうか、それとも両者ですか。	年間の発生量を想定しています。
141	要求水準書	10	Ⅲ-1-(1)-⑤	処理対象物の性状等	添付資料7には水産廃棄物の中に廃乳が含まれていますが、水産廃棄物の中に畜産廃棄物も一部含まれるのでしょうか。	畜産廃棄物は含まれません。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
142	要求水準書	12	Ⅲ-1-(3)-⑦	建設副産物の再資源化	建設発生土のうち、再利用できない部分については、場内仮置きで宜しいでしょうか？事業者が残土処分を行う必要はありますか？	原案のままとしますが、飛散、流出するおそれがある場合は、残土処分する必要があります。
143	要求水準書	12	Ⅲ-1-(3)-⑦-エ	安全・保安	必要な保全処置を行った場合、工事中断期間中の警備員の常駐及び交通整理は免除される物と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
144	要求水準書	13	Ⅲ-2-(2)-④	エネルギー回収条件	ガス発生率 150m ³ /t 以上、ガス発生量 3,000m ³ /日以上の検証方法をご教示下さい。例えば処理対象物の搬入量が設定された年間値を達成しても、季節等により日別・月別の搬入量は変動すると予想されますので、ガス発生率及びガス発生量は年間の数値を平均化することで検証するのでしょうか。	そのとおりです。
145	要求水準書	13	Ⅲ-2-(2)-④	エネルギー回収条件	処理対象物の搬入量が計画値に達しない場合は、条件であるガス発生率 150m ³ /t を満たしてもガス発生量 3,000m ³ /日以上を満たさないことが予想されますが、このリスク分担は市側にあると考えますが、よろしいですね。	そのとおりです。
146	要求水準書	14	Ⅲ-2-(2)-⑦	最終残渣処理	「添付資料 6(表 6-5)のとおりであり」とありますが、処理対象物(下水汚泥・水産廃棄物・生ごみ)に由来する有害項目/生活環境項目は、事業者の責任外と考えてよろしいですか。	処理対象物に含まれる処理不適物は責任外としますが、それ以外の事業者の責任となります。
147	要求水準書	14	Ⅲ-2-(2)-⑧	ユーティリティ条件	下水道管へ放流できる水量に制限はあるのでしょうか。	下水道管へ放流できる水量は、1 時間あたり 4.68 m ³ になります。
148	要求水準書	14	Ⅲ-2-(2)-⑧	ユーティリティ条件	プラント排水は下水道に放流するとありますが、添付資料5での既設1号マンホールを接続位置と考え、そこまでの下水道工事も発注範囲内でしょうか。	そのとおりです。
149	要求水準書	14	Ⅲ-2-(2)-⑧	ユーティリティ条件	水利用は上水となっていますが、プラント用水については事業者が井戸を設置して井水を使用することは可能ですか？	上水に限ります。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
150	要求水準書	15	IV-1-(2)	組織計画	参考資格に電気主任技術者がいます。BTOなので運営期間中の施設所有者は市となりますが、電気事業法上の電気主任技術者は事業者が配置すると理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
151	要求水準書	17	IV-2-(2)	受付業務	搬入廃棄物とはⅢ-1-(1)-③にある処理対象物であって、処理不適物は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	処理不適物が含まれます。
152	要求水準書	17	IV-2-(2)	受付業務	最終処分場より提供される搬入車両の計量記録はどのような方法で管理すればよいか、具体的にご教示願います。	要求水準書IV-1-(9)を参照して下さい。
153	要求水準書	17	IV-2-(2)	受付業務	既設計量設備からのデータは(4-20mA)信号で頂けるのでしょうか？	集計した CSV 形式等ファイルを電子メール又は手渡しを想定していますが、協議になります。
154	要求水準書	18	IV-2-(4)-②	処理対象物受入時間	受入時間外の受入を、市と協議の上おこなった場合の、費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	市の理由による場合は市の負担となります。
155	要求水準書	19	IV-2-(7)	搬入物・搬出物の性状分析	搬入される処理対象物の性状について、定期的に分析・管理を行うとありますが、頻度や時期及び項目や方法等について市で設定されていたらご教示下さい。設定されていない場合は事業者側で設定し、市と協議事項になるのでしょうか。または、市に確認していただくだけで承諾が得られると考えて宜しいでしょうか。	設定していません。 協議になります。 そのとおりです。
156	要求水準書	19	IV-2-(7)、(11)	搬入物・搬出物の性状分析	分析の頻度について、指定がありましたら、ご教示願います。	
157	要求水準書	19	IV-2-(11)	搬出物の性状分析	脱水ろ液、場内排水等及び最終残渣等について分析・管理を行う、とありますが、下水放流水を分析すれば宜しいでしょうか？分析項目、頻度についてご教示ください。	脱水ろ液及び場内排水等については稚内市公共下水道条例の基準、最終残渣等については稚内市最終処分場の性状分析項目の基準に従って下さい。
158	要求水準書	26	V-1	市との協議	本運営・維持管理期間完了3年前に、以後の本施設の取り扱いについて、市と協議を開始するとありますが、協議の前提として環境要件を満し本事業の継続を望む施設であると考えます。継続しないとする判断はどのような状況が考えられますでしょうかお示しください。	事業目的が達成された等、事業目的が達成された場合。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
159	要求水準書	26	V-2	施設からの撤去	市が財産処分申請の作成を行なう場合は、精密機能検査を事業者が措置を行った後退去するとの事ですが、その費用は市の負担と考えますがお示してください。	事業者の費用負担で実施します。
160	要求水準書	26	V-2	施設からの撤去	施設からの退去に際しては、施設を撤去する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか？ また⑦に高圧洗浄、かき落としを行う、とありますが、消化槽については対象外と理解で宜しいでしょうか？さらに、元水槽とは、下水汚泥や生ごみなどを混合した液を消化槽に投入する前の『調整槽』との理解で宜しいでしょうか？	施設については事業期間終了後も引き続き使用することとなりますので基本的には解体撤去は生じませんが、提案による関連事業のために設置された施設については解体撤去していただく場合があります。 そのとおりです。
161	要求水準書	26	V-2	施設からの撤去	次項に『市は、事業終了後においても、本施設の継続使用を想定している』とありますが、継続使用の場合、本項の措置は実施しないと理解してよろしいでしょうか？ また、継続使用を想定しているため、本項の措置に関する費用は事業範囲外と理解してよろしいでしょうか？	実施する前提とsしています。取扱については、終了時の協議になります。
162	要求水準書	26	V-2-⑤～⑦	施設からの撤去	運営期間終了日までは、ごみ等の受入をおこなっているため、⑤～⑦の処置のためには、運営期間終了後相当の日数と費用を生じます。(生ごみ投入停止後も相当期間ガスの発生があるため)また、これらの作業中は生ごみ等の処理ができない為、次節3に述べられている、事業終了後の本施設の継続使用方針に合致しません。本項③～⑦の作業実施は、施設運転停止(一時的なものを含む)が前提となりますが、入札金額にはこれらの作業費を含んだ金額を提示する物と理解してよろしいでしょうか。また、これらの作業は運営期間完了後となることをご了承いただけるものとしてよろしいでしょうか。また、これらの作業で発生する廃棄物は市の最終処分場で無料で処分できる事としてよろしいでしょうか。	事業期間内で全てが完了するものとして下さい。 最終処分につきましては、No.136 の回答を参照して下さい。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
163	要求水準書	26	V-2-⑥、⑦	洗浄	事業期間終了に際して、処理対象物を全て撤去・洗浄する。薬剤等は十分洗浄を行う等が事業者の措置として規定されています。その後の施設活用方法が不明ですが管工事の取り外し取り付けを行って、産業廃棄物処分及び清掃を事業の終了に行なうことを事業者を求めることは事業リスクを過大に負担させることに繋がります。一般的に施設の引渡しは有り姿で公共に引き渡すことが一般と考えますが如何でしょうかお示してください。	No.160 の回答を参照して下さい。
164	要求水準書	26	V-3	施設の機能の維持	事業期間終了時の、「使用に支障のない機能状態」について、稼働できていれば良いと考えてよろしいでしょうか。	施設本来の性能が発揮できる状態で稼働できていることと考えます。
165	要求水準書	26	V-3	施設の機能の維持	事業終了の要件として、『本施設が継続して使用に耐える状態にあること』とありますが、どんな施設でも耐用年数があります。何年程度の継続使用を目安とするのでしょうか？	事業期間終了後 5 年間程度は大規模な修繕・補修等を行わずに使用することを想定しています。
166	要求水準書	33	添付資料 6 表 6-1	規制基準	隣接する最終処分場の状況を考慮に入れますとバックグラウンドで規制値を超えた場合の取り扱いについて、ご教示ください。	現況を著しく悪化させない考えのもと対処することが考えられます。
167	要求水準書	34	添付資料6 表 6-2 表 6-3	稚内下水道条例	本施設は、稚内下水道条例における製造業及びガス供給業の基準が適用されるものと解釈してよろしいでしょうか。	一般垂廃棄物処理施設であり、製造業及びガス供給業の基準が適用されないと考えます。
168	要求水準書	34	添付資料6 表 6-4(2)	窒素含有量	本施設は、稚内下水道条例における製造業及びガス供給業の基準が適用されるものと解釈してよろしいでしょうか。	No.167 の回答を参照して下さい。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
169	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	事業者はこの表に記載された性状で設計すればよろしいでしょうか。 また、この性状が大きく変動してガス発生率・量の性能未達が生じた場合のリスクは、市にあるという理解でよろしいでしょうか。	取扱は基準値ですが、表示した性状で設計してください。
170	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	表のタイトルに記載されている(参考)は、7 ページの(3)②「参考図書の扱い」に該当するのでしょうか。また該当する場合、ごみの質のリスクは市にあるという内容との関係はどうなるのでしょうか。	
171	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	下水汚泥ですが、市が搬入する前に生汚泥、余剰汚泥、浄化槽汚泥、し尿等の比率を調査していただけますか。	稚内市終末処理場の浄化槽汚泥・し尿の注入実績は0.2%です。
181	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	「混合汚泥【下水(生汚泥・余剰汚泥)・浄化槽汚泥・し尿]」とありますが、 ①下水汚泥 ②浄化槽汚泥 ③し尿 の受入量比率をご教授ください。	
182	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	下水汚泥(脱水ケーキ)の脱水用凝集剤についてご教示下さい。(凝集剤の種類は? 添加率は?)	使用薬品は高分子凝集剤、添加率は平均0.65です。
172	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	生ごみ、下水汚泥、水産廃棄物の各数値は実測値ですか。また、単位がmg/kgの数値は乾物1kg当りの数値ですか。	生ごみ:「メタンガス化(生ごみメタン)施設整備マニュアル」に記載されている生ごみ性状例のうち、家庭系、事業系のデータ(平均)を単純平均したもの。下水汚泥:稚内市下水道課資料。水産廃棄物:稚内水産廃棄物処理共同組合資料。 生ごみについては、湿重重量当たり、下水汚泥については乾燥重量当たりの数値になります。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
173	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	水産廃棄物の種類が明記されていますが、これ等は個別に投入されるのですかそれとも混合状態で投入されるのですか、また混入される異物は主にどのような物が予測されますか？	廃乳は個別投入になる場合があります。
174	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	投入対象物の種類が明記されていますが、各投入対象物に含有される油脂分はどの程度でしょうか？	各投入対象物に含有される油脂分は調査を行っていないことから回答できません。
175	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	この他に投入が予想される、油分の種類及び性状についてお教え下さい。	この他に投入が予想される油分はありません。性状については、廃食用油です。
176	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	紙類と油類の性状が記載されていませんので、ご提示をお願いいたします。	紙類と油類の性状の調査を行っていないことから開示できません。 紙類の性状については、有機分 85%、異物混入率 15%、含水率 30%です。 油類の性状については、廃食用油です。
177	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	異物混入率が 12%となっていますので、ガス発生率 150m ³ /t を検証する場合、例えば分別された異物量を計量し、搬入量から除外した量を分母としてガス発生率を計算することになると考えますが、宜しいでしょうか。	そのとおりです。
178	要求水準書	38	添付資料7、表 7	処理対象物の性状等	参考値とありますが、含水率、有機分率、異物混入率が当初計画値から変化すると、要求水準を満足できない恐れがあります。参考値ではなく、要求水準の仕様として取り扱いをお願いします。その場合、その数値から原料性状が逸脱した場合については、要求水準を満足できなくても可であるとの理解で宜しいでしょうか？また、それに伴い運営・維持管理費が増加した場合には追加請求対象と考えて宜しいでしょうか？ (リスク分担表『1. 共通事項』の通りと理解いたします。)	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
179	要求水準書	38	添付資料7、表7	処理対象物の性状等	本表の取り扱いについて、ご教示願います。 また、生ごみ COD が 23,000mg/L とありますが、230,000mg/L の間違いではないでしょうか。	指摘のとおり「230,000mg/L」の誤りですので、訂正します。
180	要求水準書	38	添付資料7、表7	処理対象物の性状等	生ごみの有機分率をご教示願います。また、COD _{Cr} が23000mg/l とありますが、230,000の誤りではないかと推察いたしますが、いかがでしょうか？	
183	様式集		様式 2-4	委任状	「委任者(構成員)」とありますが、協力会社は委任状の提出は不要と考えてよろしいですか。それとも「委任者(協力会社)」として委任状を提出すべきでしょうか。	協力会社について委任状は必要ありません。
184	様式集		様式 2-4	委任状	「委任者(構成員)」とありますが、協力会社は委任状の提出が必要でしょうか。	
185	様式集		参考様式 1	[納入施設名]の納入実績及び運転実績証明書	本証明書に関しましては、請負契約書・竣工時カルテ・特記仕様書等で代用できるものと理解しても宜しいでしょうか。	納入実績の証明はできますが、運転実績としては不可と考えます。
186	様式集		参考様式 2	技術者実績証明書	当該証明書に記載した技術者は、維持管理・運營業務開始までに変更することが可能ですか？	変更可能とします。
187	事業者選定基準	3	4-(1)-2-③	業務遂行に関する確認	審査項目、事業の安定性で借入金の返済能力(DSCR≥1.0 以上)が求められていますが、運転開始の初年度の第一四半期から求められるのでしょうか、あくまでも年度でしょうかお示しください。	年度として考えます。
188	事業者選定基準	4	4-(1)-2-③	業務遂行に関する確認	審査項目において「プロジェクトファイナンスによる資金調達が前提となっているか」とありますが、プロジェクトファイナンスによる調達が前提となっていない場合、失格となるのでしょうか。また、プロジェクトファイナンスの定義をお示し頂けますでしょうか。	No.68 の回答を参照して下さい。
189	事業者選定基準	4	4-(1)-2-③	業務遂行に関する確認	融資機関の融資確約書ではなく、関心表明書を添付した場合、失格となるのでしょうか。また、表題は融資確約書となっても、実質的な内容が関心表明書とみなされる場合には、失格となりますでしょうか。	合理的なりゆうであれば、失格になるものではありません。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
190	事業者選定基準	4	4-(2)-2)	性能等の評価項目の配点	本評価の合計点は120点とありますが、審査公表での総合計において120点が最高点と解釈しますが、お示してください。	審査公表の点数は、性能等の評価120点、入札価格の評価80点、合計200点満点になります。
191	事業者選定基準	4	4-(2)-2)	性能等の評価項目の配点	表にAからDまでの判断基準がありますが、複数の応募者がAと評価されたり、全者がDとなったりする場合もあるような絶対評価でしょうか。 あるいは、3事業者が応募したと仮定し、1応募者がA評価、2応募者がB評価、3応募者がC評価となったりする、項目ごとに必ず差をつける相対評価でしょうか。	絶対評価です。
192	事業者選定基準	4	4-(2)-3)-⑥	運営・維持管理計画に関する評価	当該証明書に記載した技術者は、維持管理・運営業務開始までに変更することが可能ですか？	No.186の回答を参照して下さい。
193	基本協定書(案)	1	前文	基本協定書の締結当事者	前文において、基本協定書の締結当事者は甲と乙になっていますが、乙に含まれるのは構成員だけです。当協定書には“協力会社”に係わる条項もありますが、協力会社が締結当事者になる必要はないのでしょうか？	原案のままとします。
194	基本協定書(案)	1	第2条	甲及び乙の義務	事業契約における協議は、甲(稚内市)と乙(各構成員)双方の要望事項をすりあわせをする場と考えております。公平な契約の観点から、乙からも要望事項を出すことが出来ること、甲はそれを尊重することについて追記をお願い致します。	原案のままとします。
195	基本協定書(案)	1	第3条	事業予定者の設立	代表企業は、事業予定者設立時に各出資者に出資誓約書の提出を求めています。基本協定書では(第11条)事業契約の締結に至らなかった場合は、相互に債権債務関係が生じなかったことを確認するとなっています。別紙2の出資誓約書の提出を行ったとしても基本協定書の第11条は有効と考えますが如何でしょうかお示してください。	第11条に規定する事業契約の締結に至らなかった場合、別紙2の出資誓約書の提出を行ったとしても基本協定書の第11条は有効です。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
196	基本協定書 (案)	1	第3条第1項	事業予定者の設立	事業予定者の設立は、いつごろを想定されているのでしょうか。事業契約締結までに設立すれば問題無いとの理解でよろしいでしょうか。	仮契約(平成22年2月)までです。
197	基本協定書 (案)	2	第4条	株式の譲渡等	各構成員は、その保有する事業予定者(SPC)の株式に担保権を設定し、とありますがこれは任意でもよいかお示してください。	事業契約書(案)第4条は担保設定する場合について記載しています。
198	基本協定書 (案)	2	第5条2項	業務の委託又は請負	「乙は平成[]年[]月[]日を目途として、前項に定める設計、工事監理、……………の間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、」と記載されていますが、契約締結の目処の年月日を定めるのではなく、例えば、「各業務開始〇ヶ月前までに」というような表現に変えて頂けないでしょうか？	原案のままとします。
199	基本協定書 (案)	2	第5条2項	業務の委託又は請負	業務委託契約又は請負契約の締結時期は、いつごろを想定されているのでしょうか。平成22年9月頃を目処としてもよろしいでしょうか。	事業の実施に支障のない日とします。詳細は、落札者決定後の協議によります。
200	基本協定書 (案)	2	第6条2項	事業契約	「甲及び乙は、……………契約に関する議決を得た後、甲と事業予定者間で事業契約を速やかに締結する。」と記載されていますが、甲と事業予定者間で(仮)事業契約を締結した後、議案として議会に提出、審議議決を経て正式な事業契約として発効するのが通常ではないですか？	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
201	基本協定書 (案)	3	第7条1項、 第9条1項、 第10条1項	準備行為、運営協定、許認可・届出等	第7条、第9条、第10条の各1項では、「事業契約締結前であっても」あるいは「事業契約の締結前に関わらず」と記載のうえ、準備行為、運営協定あるいは許認可・届出等を「行うことができる」、「行為を速やかに開始する」あるいは「着手できる」と記載されています。 事業契約締結前＝議会議決前と理解した際、落札者決定後は、本協定第6条3項に該当する場合を除き、別件で乙および協力会社が指名停止処分等を受けたとしても、失格になることはなく、また、それ故に議会において事業契約が否決されることはないと考えておけばよろしいのですか？	そのとおりです。
202	基本協定書 (案)	3	第8条1項	資金調達協力義務	「事業予定者への出資を募り」と記載されていますが、入札図書に記載した構成員は出資が必要条件ですので、この文面はどのように理解すれば宜しいのでしょうか？	「出資予定者への出資を募り」を削除します。
203	基本協定書 (案)	3	第9条第1項	運営協定	運営協定の締結が必要となる状況は、具体的にはどのような事例を想定されているのでしょうか。また協定の内容としては、どのような事項を取り決めるのでしょうか。	環境悪化等を予定しています。
204	基本協定書 (案)	3	第9条第1項	運営協定	運営協定の締結が必要となる状況は、具体的にはどのような事例を想定されているのでしょうか。協定書の内容が事業契約書の内容と関連すると考えられますが、そのような場合は事業契約書の内容を超えた事項を取り決めることは出来ませんので、事業契約書が確定していない締結前に運営協定締結のための行為を開始することは出来ないと考えます。	事業契約書(案)の内容に基づき、協議により決定します。
205	事業契約書 (案)		前文		3段目 本字業→本事業の誤りではないでしょうか。	指摘のとおり「本事業」の誤りですので、訂正します。
206	事業契約書 (案)		前文 3	事業期間	開始日は平成 24 年→平成 22 年の誤りではないでしょうか。	「平成 22 年 4 月 1 日」の誤りですので、訂正します。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
218	事業契約書 (案)	2	第1条 第34号	周辺地域	「周辺地域」とは、事業用地に隣接する地域をいう、とされていますが、半径何キロメートル以内を考えておられるのでしょうか。	生活環境影響調査範囲とします。
219	事業契約書 (案)	2	第1条 第36号	整備・運営委託料	用語の定義が入札説明書の定義と異なります。内容、文言を統一し明示願います。	それぞれで定義が違うため、原案のままとします。
220	事業契約書 (案)	2	第1条 第37号	実施設計図書	「設計図書」と、19号「実施設計図書」との違いが不明ですので御教示下さい。	誤りですので、訂正します。
221	事業契約書 (案)	2	第1条 第40号	第三者	『第三者』を『甲及び乙(乙の構成員及び協力会社を除く)以外のものをいう』と定義されていますが、乙の構成員及び協力会社を第三者に含むこととされた意図をご教示願います。	「(乙の構成員及び協力会社を除く)」を削除いたします。
222	事業契約書 (案)	2	第1条 第43号	引渡予定日	第267条は第26条の誤植と思われます	指摘のとおり「第26条」の誤りですので、訂正します。
223	事業契約書 (案)	3	第1条 第54号	落札金額表示	「落札金額」につき、第2条以下で使用されておりませんので、削除いただけないでしょうか。	「落札金額」を削除いたします。
224	事業契約書 (案)	3	第4条	工事完工予定日	別紙4に記載の「引渡し予定日」とは、第1条(24)号の定義「工事完工予定日」のことでしょうか。そうであれば、その旨に訂正いただけますでしょうか。	別になります。
225	事業契約書 (案)	3	第5条	本事業	本条で定義されている「本事業」という。)は、前文に定義されている「本事業」との定義と同じと思われますので、本条での定義付けは削除いただけますでしょうか。	ご質問の内容を踏まえ、修正します。
226	事業契約書 (案)	3	第5条(1)	本事業の概要	1号の本施設の設計及び建設に関する業務の中に、生活環境影響調査(甲で実施済みの部分を除く。)がありますが、当該調査は乙が実施することで良いでしょうか。	そのとおりです。
227	事業契約書 (案)	4	第5条 第4項	本事業の概要	「本契約、入札説明書等、事業提案書の順にその解釈が優先される」とありますが、本契約が優先順位第1位という理解で宜しいでしょうか?	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
228	事業契約書 (案)	5	第7条第2項	乙の形態	ここに言う「附帯事業」がどのような事業を想定しているのでしょうか。	事業者の提案により、自らの責任及び費用において実施させる附帯事業です。
229	事業契約書 (案)	5	第8条第2項	許認可、届出等	本業務に関連して、乙又はその構成員が単独又は共同でなした発明、考案又は創作について、乙が直ちに書面で甲に通知し、積極的に出願をしなければならないとの規定がありますが、本規定によれば、本事業に伴い発生した知的財産権は、乙又はその構成員の帰属となり、市側に権利が帰属することはないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
230	事業契約書 (案)	5	第9条	補助金	市の補助金の受領義務について、明文化いただけないでしょうか。	原案のままとします。
231	事業契約書 (案)	5	第10条	国庫補助金等申請への協力	「移管日」について、本施設の所有権の移転日と明確にしていただけないでしょうか。	ご質問の内容を踏まえ、「移転日」に修正します。
232	事業契約書 (案)	5	第12条第1項	事前調査等	第1条11号にいう「各種事前調査」の範囲に運営・維持管理に関する調査も含まれていますが、本条項にはそれは入っておりませんでした。もし、各種事前調査の範囲から運営・維持管理に関する事前調査を含まないのであれば、第1条11号を「本施設の設計、建設に関して乙が行う、…をいう。」との訂正いただけないでしょうか。	「運営・維持管理」を削除いたします。
233	事業契約書 (案)	6	第12条第2項	事前調査等	「あらかじめ乙に本施設の事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、、、(中略)これらの障害を除去するために必要な追加費用の負担については」甲の負担としていただけませんか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
234	事業契約書 (案)	6	第12条 第2項	事前調査等	本施設の事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、大型の地中障害物等が発覚した場合の撤去費用の負担については、甲及び乙が速やかに協議するとありますが、かかる事態の発生は事業者には想定できないリスクであり、(事業用地については市に所有権があることからしても)、原則として市側にご負担いただくものと考えますが、いかがでしょうか。	原案のままとします。
235	事業契約書 (案)	6	第12条 第2項	事前調査等	地質障害、大型の地中障害物等が発覚した場合の追加費用の負担は、甲及び乙が協議いたしますが、原則としては甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	原案のままとします。
236	事業契約書 (案)	6	第12条 第2項	事前調査等	本件工事を遂行することを妨げる事由……判明した場合、……追加費用の負担は甲乙協議となっておりますが、事前調査段等の範囲に工事中においても含まれると解釈しますが如何でしょうかお示ください	原案のままとしますが、その他により対象としています。
237	事業契約書 (案)	6	第12条 第2項	事前調査等	本契約締結前に各種事前調査等により判明した地質障害や地中障害物の発覚に関するリスク負担は、リスク分担表27『用地』の記載にあわせて、同様に市の負担としていただけませんか。	原案のままとします。
238	事業契約書 (案)	6	第12条 第2項	事前調査等	『入札説明書 別添1 リスク分担表 3. 建設段階 NO27』のリスク分担には『地中障害やその他予見できない事項に関するものは市側』とありますので、2項について『市側(甲)の負担』である旨、明示されるよう変更願います。	
239	事業契約書 (案)	6	第13条 第3項	本施設の設計	設計に用いた市から提供されたデータに誤りがあった場合にまで、乙が責任を負うことは適切ではないと考えますので、本項の末尾に「ただし、甲から提供されたデータに誤りがあった場合は、この限りではない。」との追加いただけないでしょうか。	ご質問の内容を踏まえ、修正します。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
240	事業契約書 (案)	6	第14条 第2項	設計の変更	「運営期間が延長されたことによる追加の金利負担」との表現がありますが、どのような場合に運営期間が延長される可能性がありますでしょうか。	ご質問の内容を踏まえ、修正します。
241	事業契約書 (案)	6	第14条 第2項	設計の変更	2行目の「運営期間が延長されたことによる追加の…」の部分は、「運営期間が延長されたことによる追加の…」の誤りでしょうか。	指摘のとおり「延長されたことによる追加」の誤りですので、訂正します。
242	事業契約書 (案)	6	第14条 第2項	設計の変更	「実施設計図書概要」の不備又は瑕疵に限定されないとのことですが、これ以外に想定されている不備又は瑕疵は何かなるものでしょうか。	現時点では、具体例としては想定していない。
243	事業契約書 (案)	6	第14条 第2項	設計の変更	「運営期間が延長されたことによる」→「運営期間が延長されたことによる」の誤りではないでしょうか。	
244	事業契約書 (案)	6	第14条 第2項	設計の変更	『甲は、必要があると認めるときは…』とありますが、変更を求める期限(例:提出から15日以内)を具体的に規定できないでしょうか。	原案のままとします。
245	事業契約書 (案)	6	第14条 第3項	設計の変更	「設計にお変更」→「設計の変更」の誤りではないでしょうか。	指摘のとおり「設計の変更」の誤りですので、訂正します。
246	事業契約書 (案)	6	第14条 第3項	設計の変更	『第1項の規定による設計にお変更に関し…』とありますが『にお』の正しい表記をお願い致します。	
247	事業契約書 (案)	6	第14条 第4項	設計の変更	「乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、本施設の設計変更を行うことはできない」とありますが、「事前」とは事業スケジュールにおける特定の段階を指しますか？提案書提出後、実施設計中において発生する(VEの為など)設計変更についてもこれに含めて考えてよろしいでしょうか。	特定の段階ではありません。 そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
248	事業契約書 (案)	6	第 14 条 第 5 項	設計の変更	甲の承認のもとでの設計変更といえども、その変更による追加的な費用を、一律に乙が負担するのではなく、協議により当該費用の負担者を決定してもらおうとの規定にしていただけないでしょうか。	原案のままとします。
249	事業契約書 (案)	6	第 14 条 第 6 項	設計の変更	甲は、設計変更が必要があると認めた時、整備事業又は運営費が減少した場合のみ記述されてますが増加も考えられますので減少を増減としていただきたい。お示ください。	原案のままとします。
250	事業契約書 (案)	6	第 14 条 第 6 項	設計の変更	整備事業及び運営費が増加した場合は、増加分が増額される規定を追記願います。	
251	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	法令等変更による設計変更の費用負担は、第 74 条及び別紙 15 に基づきますと、甲が負担するものと理解しますが、記載の乙の責任と費用で対応する理由をご教示下さい。	ご質問の内容を踏まえ、修正します。
252	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	「乙は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、消防法等の法律の改正により、本施設の設計変更が必要となった場合及び各種業務に合理的な追加費用が発生した場合には、乙は自らの費用と責任で対応しなければならない。、、、、」とあります。これは、リスク分担表 8 の「本事業の施設整備、運営・維持管理に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの」を市の分担としたものと矛盾します。これらは事業者にとって過大なリスク負担であり、PFI 事業提案にあたって入札価格の上昇をもたらし、VFM を圧迫するものと拝察いたします。再考をお願いいたします。	
253	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	設計変更の費用負担が乙となっておりますが、別紙 15 の内容と矛盾しております。費用負担は市と理解してよろしいでしょうか。	

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
254	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	第 74 条・別紙 15 では、「本事業に直接関係する法令変更の場合」、甲が 100%費用負担するとされており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、「本事業に直接関係する法令」に該当する典型的な法令であり、第 15 条 1 項と第 74 条・別紙 15 とでは、費用負担について方向性が異なるものであります。PFI事業の趣旨を尊重(第3条)いただき、第 15 条 1 項について、少なくとも廃棄物の処理及び清掃に関する法律の変更の場合には、甲側の負担としていただけないでしょうか。	No.251 の回答を参照して下さい。
255	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、消防法等の法令改正により設計変更等が生じ、追加費用が発生した場合の費用と責任について、乙(事業者)負担とされています。しかし、法令変更に伴うリスクのうち、本規定で掲げられている法律のような当該事業に典型的に又は特別に影響を与える法令の変更に伴い発生するリスクについては、公共側が負担するのがPFI実務の原則であります(『PFI実務のエッセンス』柏木昇監修・173 頁)。 法令変更に伴い発生する費用について、本規定で例示的に掲げられている法令の変更により発生する追加費用は、少なくとも市側で負担していただけないでしょうか。	
256	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	「…合理的な追加費用が発生した場合には、乙は自らの費用と責任で対応しなければならない。」とありますが、法令等の変更は、予測不可能なリスクですので、甲の負担として頂きたい。	

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
258	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	『入札説明書 別添 1 リスク分担表 1. 共通事項 NO8』のリスク分担には『本事業の施設整備、運営・維持管理に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するものは市側』とあります。第 15 条 1 項では『乙は自らの費用と責任で対応しなければならない』とありますが、前述のリスク分担表に従い、『甲(市側)の費用と責任で対応する』としていただけますでしょうか？	No.251 の回答を参照して下さい。
257	事業契約書 (案)	7	第 15 条 第 1 項	法令変更による設計変更	「第 73 条の規定に従うものとする」との規定は、正しくは、「第 75 条の規定に従うものとする」との理解でよろしいでしょうか。	原案のままとします。
259	事業契約書 (案)	7	第 16 条 第 2 項	設計の完了	提出から 15 日となっておりますが、他の条項で 7 日若しくは 14 日を使用していますの通知は 7 日、調整は 14 日、作業は 30 日、60 日、90 日で検討できませんでしょうかお示ください	原案のままとします。
260	事業契約書 (案)	7	第 16 条 第 3 項	設計の完了	「前項の通知」とは、前項の「違反等があるため確認しない旨を指摘して通知」のことを指しているのでしょうか。	そのとおりです。また、当該実施設計図書を確認する旨も含まれます。
261	事業契約書 (案)	7	第 16 条 第 3 項	設計の完了	「前項(第 2 項)の通知後 7 日目までに乙が甲に対して協議を申し入れなかった場合には、甲が当該日をもって乙に対して設計変更の指示を行ったものとみなす。」との規定についてですが、この場合に、その具体的な変更内容は、いつ乙に指示されることになるのでしょうか。	事業契約書(案)第 16 条第 2 項により提示されています。
262	事業契約書 (案)	7	第 16 条 第 4 項	設計の完了	市の都合による設計変更の場合は、市の費用負担とするのが合理的であると考えますがいかがでしょうか。	提出された実施設計図書が事業契約書、入札説明書等、事業者提案書及び関係法令等を遵守しているか否かにつき検討し、違反等がある場合の設計変更の指示ですので、乙の負担とします。
263	事業契約書 (案)	7	第 16 条 第 5 項	設計の完了	「前項の手續に起因して本件工事の遅延」とは、完工の遅延のことを指すのでしょうか。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
264	事業契約書 (案)	7	第17条 第3項 第1号	本施設の建設	市がその責任で取得する許認可があるのであれば、本号末尾に「ただし、甲がその責任で取得すべき許認可は除く。」との旨を追加いただけないでしょうか。	許認可にていは、想定していません。
265	事業契約書 (案)	7	第17条	本施設の建設	第17条に5項を追加し、“乙は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する本施設の所有権が乙に原始的に帰属する旨の特約を付す。”との文面を記述して頂けませんか？ これは不動産取得税を回避するためです。	ご質問の内容を踏まえ、修正します。
266	事業契約書 (案)	8	第18条 第1項	工事工程表等	2行目の「甲にお確認を受け、…」の部分は、「甲の確認を受け、…」の誤りでしょうか。	「甲に確認」の誤りですので、訂正します。
267	事業契約書 (案)	8	第18条 第1項	工事工程表等	「甲にお確認」→「甲の確認」の誤りではないでしょうか。	
268	事業契約書 (案)	8	第19条 第1項	第三者への委託	乙は、『本施設の設計もしくは施工の一部を第三者に委託または請負わせることが出来る』とされていますが、第三者の定義に構成員および協力会社が含まれることから『一部』ではなく『一部もしくは全部』と変更願います。	第三者の定義を修正いたします。
269	事業契約書 (案)	8	第20条	乙による工事監理者の設置	設計は第三者への委託が認められていますが(第19条)、工事監理者の第三者への委託は可能でしょうか。	そのとおりです。
270	事業契約書 (案)	8	第20条 第1項	乙による工事監理者の設置	「乙は、……事業実施場所に工事監理者を設置し、…」と記載されておりますが、監理者を設置とは具体的にはどのような内容を想定されているのでしょうか、ご教示下さい。	建築基準法及び建築士法に規定する工事監理です。
271	事業契約書 (案)	8	第20条 第2項	乙による工事監理者の設置	工事監理者について、資本金若しくは人事面において「関連のあるもの」の定義が具体的でないと思われるので、明確にさせていただきたく存じます。	「資本金において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を出資しているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
273	事業契約書 (案)	8	第21条 第2項	工事現場の安全管理	不可抗力事由又は甲の責めに帰すべき事由に起因する追加費用として甲が負担すべき場合を除き、当該追加費用は乙が負担する、とありますが、「乙の責めに帰すべき事由に起因する場合は乙が負担する」に変更願います。	原案のままとします。
272	事業契約書 (案)	8	第22条 第1項	建設に伴う周辺調整及び住民対応	「本件工事により周辺住民が受ける生活環境への影響を検討し、……周辺住民との調整を実施する。」との記載がありますが、“生活環境への影響を検討する費用”は設計・建設業務に係わる費用(整備費):キ.環境影響調査費に計上し、“周辺住民との調整を実施する費用”は設計・建設業務に係わる費用(整備費):サ.各種調査・対策費に計上すればよろしいでしょうか？	そのとおりです。
274	事業契約書 (案)	8	第22条	建設に伴う周辺調整及び住民対応	1項における合理的な範囲とは、具体的にどのような範囲を想定されているのでしょうか。また、7項に関し、5項に基づき住民の皆様に対し、市が窓口である旨をご説明するような対応を基本としてよろしいでしょうか。	合理的な範囲については協議により定めます。 事業契約書(案)第22条第7項の規定によるものとします。
276	事業契約書 (案)	8	第22条 第1項	建設に伴う周辺調整及び住民対応	第5項同様に、ここで言う「合理的に要求される範囲の内容」については甲及び乙で協議の上定めるものと考えてよろしいでしょうか。	
275	事業契約書 (案)	8	第22条 第1項	建設に伴う周辺調整及び住民対応	周辺住民との調整の結果生じた費用について、第4項但書により「甲が設定した条件に直接起因するもの」を除いて、乙が負担するものとされています。しかし、周辺住民の反対運動等に伴うリスクは、市に負担していただくことが原則と考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)第22条第6項の規定によるものとします。
277	事業契約書 (案)	8	第22条 第6項	建設に伴う周辺調整及び住民対応	「本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情」に伴い発生した費用の負担については、市側で負担していただくものと考えております。従い、第6項の「甲は、「責任をもってこれに対処する」とは、費用負担についても、市が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
278	事業契約書 (案)	8	第22条 第7項	建設に伴う周辺調整及び住民対応	6項に該当する場合には、事業者が対処することは困難と考えられますが、いかがでしょうか。	第6項の規定によるものとします。
279	事業契約書 (案)	9	第22条 第7項	建設に伴う周辺調整及び住民対応	「乙自身で責任をもってこれに対処し」というのは、具体的にはどのような対処を想定されていますか。削除して頂けませんでしょうか？	苦情内容を正確に把握し、市へ報告するものとする。
280	事業契約書 (案)	9	第22条	建設に伴う周辺調整及び住民対応	周辺住民の範囲を規定して頂きたい。例えば、敷地境界から300m以内など限定して頂きたい。また、契約後に寄せられた周辺住民の要望については、通常工事を施工する上で必要な措置はするものの、それ以上の要望について、追加費用が発生する場合は、甲の負担として頂きたい。また、これまで、地元から寄せられている要望等があるのであれば、事前に開示頂き、事業者として、対応の可否を判断させて頂きたいと存じます。	No.218 の回答を参照して下さい。
281	事業契約書 (案)	9	第22条	建設に伴う周辺調整及び住民対応	「甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担するものとする。」とあります。「甲が設定した条件に直接起因するもの」とは、リスク分担表2の「本施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、、、」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表2は22条第6項が該当します。
282	事業契約書 (案)	9	第24条 第4項	甲による説明要求及び工事現場立会並びに乙の報告等	「随時。」→「随時、」の誤りではないでしょうか。	指摘のとおり「随時、」の誤りですので、訂正します。
283	事業契約書 (案)	9	第24条 第4項	甲による説明要求及び建設現場立会並びに乙の報告等	本件工事を第三者に委託している場合は、当該第三者をして協力させるとは、SPCから元請施工会社(JVを含む)が同席し協力する以外の企業の同席は必要でしょうかご教示願います。	状況によっては、必要になります。
284	事業契約書 (案)	10	第25条 第2項	中間確認	乙として、市からは是正を求められたときに、不服申し立てを行う機会など何らかの意見を言える機会があると考えてよいでしょうか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
285	事業契約書 (案)	10	第3節	工期又は工程の変更	『工期』及び『工程』の定義を提示願います。	工期は期間について、工程は手法等によるもの。
286	事業契約書 (案)	10	第26条 第4項	工期又は工程の変更	周辺住民との調整が必要になった場合について、工期又は工程の変更を認めていただきたく、第26条4項の各号の事由に、第22条に定める事態が生じた場合を追加いただけないでしょうか。	第22条の場合に乙の責めに帰さない事由により工程の変更の必要があるときは、第26条第4項第5号により対応を行うこととします。
287	事業契約書 (案)	10	第26条 第5項	工期又は工程の変更	「乙の責めに帰すべき事由」という記載が3回あります。整理して頂けませんでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
288	事業契約書 (案)	10	第27条	工事完工の遅延による費用等の負担	工事完工予定日より遅れた場合とは、引渡予定日と同意語と考えますが如何でしょうかお示しください。	定義として、同一ではありません。
289	事業契約書 (案)	10	第27条 第1項	工事完工の遅延による費用等の負担	第1項の「本施設未完成部分相当額」の計算方法につき、その基準をご教示願います。	出来高の算出方法に準ずる。
290	事業契約書 (案)	11	第28条 第2項	工事の中断	2項のように、乙の責めに帰さない事由で工事が中断し、その後再開した時、乙の費用が増加した場合は甲が負担して頂けるのか？	事業契約書(案)第27条第2項の規定によります。工程の見直しについての協議費用も含むものと考えます。
291	事業契約書 (案)	11	第28条 第3項	工事の中断	「乙は、前項後段に規定する場合、第69条第3項の規定を準用して、乙が被った損害(前項に定める中断解消等に関する協議の開始日以降に乙が負担した費用、本施設の出来高部分に相応する代金を含む。)の賠償を甲に求めることができる」とありますが、第69条3項の規定を準用していることと整合するために「工事の中断時から本契約の解除時まで乙が負担した費用」との規定に変えていただけないでしょうか。	原案のままとします。
292	事業契約書 (案)	11	第29条 第2項	本件工事において第三者に及ぼした損害	本条本項については、第78条の規定に従う旨を規定いただけないでしょうか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
293	事業契約書 (案)	11	第 29 条 第 2 項	本件工事において第三者に及ぼした損害	乙に帰責事由のない事由による第三者に対する損害については、甲乙間協議で両者の負担割合を決定するとありますが、事業者としては帰責事由がない損害についてまで過大な費用を負担することは困難です。安定的なキャッシュフローを計画するためにも、この時点で、その負担割合についての考え方、具体的負担割合についてご教示願います。	損害内容により負担割合が変動するため提示できません。
294	事業契約書 (案)	11	第 29 条 第 2 項	本件工事において第三者に及ぼした損害	『前項以外の事由により』とありますが、万一甲の帰責事由による損害の場合には、すべて甲が負担するという理解でよろしいですか。念のため確認します。	事業契約書(案)第 29 条第 3 項の規定による。
295	事業契約書 (案)	11	第 29 条 第 3 項	本件工事において第三者に及ぼした損害	『前項の損害額の支払い方法は、まず乙が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし』とありますが、事業者は帰責事由がない場合には第三者賠償責任保険の支払は当然受けられませんので、まず事業者が支払うとなった場合には賠償額が大きければ、資金負担が困難な場合も考えられます。甲乙それぞれが支払う方法かあるいは甲がまず全額支払う方法に変更いただけませんか。	原案のままとします。
296	事業契約書 (案)	11	第 30 条	乙による試運転及び性能試験	試運転および性能試験時における、ごみの確保及び搬入等も市の業務範囲としてよろしいでしょうか。	本稼働時と同様の供給を行うものです。
297	事業契約書 (案)	11	第 30 条 第 1 項 第 5 号	乙による試運転及び性能試験	性能試験を行うにあたり、処理対象物の投入が必要となります。本施設への搬入までは、甲の業務範囲であり、乙が要求する試運転工程表通りに処理対象物が搬入されると考えて宜しいでしょうか。 また、稚内市最終処分場における処理不適合物及び最終残渣の埋立費用も甲の費用負担と考えて宜しいでしょうか。	搬入については、No.296 を参照して下さい。 協議によりますが、試運転工程表通りの搬入は難しいです。 埋立処分費は必要ありません。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
298	事業契約書 (案)	12	第31条第2項	乙による完成検査	「乙は、本施設の完成検査の日程を事前に甲に対して通知するものとする。」とありますが、これは、契約締結時には、第1項のブランク部分で決定されるのであって、事前に通知するようなものではないと考えますが、いかがでしょうか。	検査期限を表しているもので、検査日が決定していないため、通知が必要です。
299	事業契約書 (案)	12	第33条第1項 第1号	甲による完工確認書の発行	「第30条に規定する性能試験の合格」とありますが、第30条には、何をもって性能試験の合格とするかについて規定がありませんでしたので、合格基準を明記していただけないでしょうか。	要求水準書及び事業者提案書の基準です。
300	事業契約書 (案)	13	第34条第1項	本施設の引渡し	『工事完工日』と『引渡し日』は、同じと理解して宜しいでしょうか。また、『完成確認書』『完工確認書』も同等と理解して宜しいでしょうか。	工事完工日と引渡し日は別定義になります。完成とは、設計及び建設プラント工事の完了です。また、完工とは、建設プラント工事の完了ですので同等ではありません。
301	事業契約書 (案)	13	第35条第1項	瑕疵担保責任	別紙7の「防水工事等」の防水効果が経年的な劣化により低下した場合も、本条の瑕疵には含まないという理解でよいでしょうか。	防水工事等は通常経年劣化を考慮した保証期間となっています。
302	事業契約書 (案)	13	第35条第2項	瑕疵担保責任	第2項による協議、瑕疵の有無の検討に要した費用につき、協議・検討の結果、乙に帰責事由がない場合には、市が負担するか又は少なくとも両者協議のうえその負担先を決定する旨に変更いただけないでしょうか。	原案のままとします。
303	事業契約書 (案)	13	第35条第2項	瑕疵担保責任	甲は瑕疵を修繕するよう文書により乙に請求することができる。乙は通知を受領した場合甲に協議を申し入れ、乙は瑕疵の有無の検討等に要した費用は乙の負担とするとなっていますが、甲の文書による請求の内容が合理的に説明されていない場合に限っては、乙は甲に文書内容の補足及び確認を行うことは可と考えますが如何でしょうかお示しください。	合理的に説明されていない場合に限っては、事業契約書(案)第35条第2項で協議を認めています。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
304	事業契約書 (案)	13	第 35 条 第 3 項	瑕疵担保責任	甲が第三者に瑕疵の修補をさせた場合で甲に損害が生じた場合の責任は、乙にはないという理解でよいでしょうか。たとえば、甲が第三者をして当該瑕疵の修補を行ったことの結果責任は、甲が引き受けるといふことによいのでしょうか。	事業契約書(案)第 35 条第 4 項の規定に基づきます。
305	事業契約書 (案)	13	第 35 条 第 3 項	瑕疵担保責任	「ただし、甲は合理的な理由があるときは、第三者をして…」との記述がありますが、プラント建設担当あるいは建築物建設担当に瑕疵の修補をさせることができない場合以外に、甲が第三者をして当該修補をすることができる場合とは、具体的にどのようなケースを想定されているのですか？	事業契約書(案)第 35 条第 3 項に規定する事業者が修理に応じない場合。又は、技術力を持っていない場合。
306	事業契約書 (案)	13	第 35 条 第 3 項	瑕疵担保責任	「ただし、甲は…」は不要ではないでしょうか。	市が第三者に瑕疵を補修させる事が必要と判断する場合があるため。
307	事業契約書 (案)	13	第 35 条 第 4 項	瑕疵担保責任	当該瑕疵が生じた事業年度の修補費を限度とするなどの上限を設けていただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
308	事業契約書 (案)	13	第 35 条 第 4 項	瑕疵担保責任	・・・甲が被った一切の損害(・・・当該瑕疵を修補する為に使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。)となっていますが、第三者に対して支払うべき報酬とは具体的にどのような費用を想定しているかお示しください。	補修に要した人件費等です
309	事業契約書 (案)	13	第 35 条 第 5 項	瑕疵担保責任	プラント建設担当企業と建築物建設担当企業は保証書を甲に差入れることになっていますが、保証書の雛形は提示されるのでしょうか？	任意様式になります。
310	事業契約書 (案)	14	第 37 条 第 4 項	運営・維持管理業務計画書等の提出	“運営・維持管理業務計画書”と“年間運営・維持管理業務計画書”の違いをご教示願います。	運営・維持管理業務計画書は全体の計画です。年間運営・維持管理業務計画書は単年度の計画です。
311	事業契約書 (案)	14	第 37 条 第 4 項	運営・維持管理業務計画書等の提出	「運営・維持管理業務計画書」→「運営・維持管理業務仕様書」の誤りではないでしょうか。	指摘のとおり「運営・維持管理業務計画書」の誤りですので、訂正します。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
312	事業契約書 (案)	14	第 38 条	本施設の運営・維持管理業務体制の整備	PFIヤム・ワッカナイ株式会社が実施する最終処分場の維持管理における業務実施要員を兼務することは可能ですか？	できません。
313	事業契約書 (案)	15	第 43 条 第 2 項	運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害	乙に帰責事由のない事由による第三者に対する損害については、甲乙間協議で両者の負担割合を決定するとありますが、事業者としては帰責事由がない損害についてまで過大な費用を負担することは困難です。安定的なキャッシュフローを計画するためにも、この時点で、その負担割合についての考え方、具体的負担割合についてお示しください。	損害内容により負担割合が変動するため、具体的負担割合については提示できません。
314	事業契約書 (案)	15	第 43 条 第 2 項	運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害	『前項以外の事由により』とありますが、万一甲の帰責事由による損害の場合には、すべて甲が負担するという理解でよろしいですか。念のため確認します。	協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定いたします。
315	事業契約書 (案)	15	第 43 条 第 2 項	運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害	『前項の損害額の支払い方法は、まず乙が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし』とありますが、事業者は帰責事由がない場合には第三者賠償責任保険の支払は当然受けられませんので、まず事業者が支払うとなった場合には賠償額が大きければ、資金負担が困難な場合も考えられます。甲乙それぞれが支払う方法かあるいは甲がまず全額支払う方法に変更いただけませんか。	事業契約書(案)のとおりとします。
316	事業契約書 (案)	16	第 44 条 第 3 項	本施設の運営及び維持管理に伴う住民対応	2項に該当する場合には、事業者が対処することは困難と考えられますが、いかがでしょうか。	公共施設の管理運営受託者として当然果たすべき義務が事業者にはあると考えます。 なお、住民対応の考え方は、事業提案の評価対象です。
317	事業契約書 (案)	16	第 44 条 第 3 項	本施設の運営及び維持管理に伴う住民対応	「乙自身で責任をもってこれに対処し」というのは、具体的にはどのような対処を想定されていますか。削除して頂けませんでしょうか？	自己搬入時の苦情等及び事業者が提案した付帯事業が考えられるため、事業契約書(案)のとおりとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
318	事業契約書 (案)	16	第 45 条	運営開始の遅延による費用等の負担	甲が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担する。との事ですが、当該対象の処理対象物は隣接のPFI事業で埋立処分を現在行っていますので、当該施設の運営開始が遅延した場合の損害に相当する額とは隣接のPFI事業者 서비스에対価として現在支払われています従量費相当額を持って損害に相当する額と読み取れますが、如何でしょうかお示ください。	産業廃棄物(水産廃棄物)の処理に関する経費等も想定されます。
319	事業契約書 (案)	16	第 45 条 第 1 項	運営開始の遅延による費用等の負担	乙が甲に支払う、運営開始予定日に本施設の運営開始が遅延した場合の遅延損害金の計算方法については、第 27 条同様に、「この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。」旨の追加だけではないでしょうか。	原案のままとします。
320	事業契約書 (案)	16	第 45 条	運営開始の遅延による費用等の負担	5行目「負担するものとする」→「支払うものとする」の誤りではないでしょうか。	原案のままとします。
321	事業契約書 (案)	16	第 45 条 第 2 項	運営開始の遅延による費用等の負担	『甲の責めに帰すべき事由によって・・・損害及び費用を負担』とありますが、当該遅延により生じた、運営及び維持管理業務が短くなることによる逸失利益は含むのでしょうか。	逸失利益が合理的範囲内により含まれるものとする。なお、「合理的な損害及び費用を負担する」に訂正します。
322	事業契約書 (案)	16	第 46 条	運営及び維持管理	補修費が、運営委託費の固定費となっていますが、本契約書において補修の範囲はその機能を維持する為に必要となる本施設の修繕、改良等の適切な措置は事業者の裁量で行います。向こう 15 年間分の補修費が、予見できない状況が発生し当初見積から逸脱した状況が発生した場合、万一、その固定費を超えて補修費が発生した場合に、その超過分を市は支払ってくれるのでしょうか。	状況によっては、事業契約書(案)第 62 条第 2 甲により、協議をおこなう場合がありますが、保守管理を含む維持管理は事業提案の評価対象です。
323	事業契約書 (案)	16	第 46 条 第 1 項	運営及び維持管理	受け入れるごみの質・量が大幅に変化した場合等、要求水準の見直しを想定されているのでしょうか。又は、一定期間甲乙で受け入れるごみの確認期間を設定するなどを想定しているのでしょうかお示ください	必要によっては協議になりますが、受け入れされるごみ質・量については事業提案の評価対象です。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
324	事業契約書 (案)	16	第46条 第1項	運営及び維持管理	改良等には、市の資産である施設・設備を事業者の裁量で大幅に改造することは含まれないと理解してよろしいでしょうか。	本施設の機能を維持するために必要となる改修になります。
325	事業契約書 (案)	16	第46条 第5項	運営及び維持管理	第45条2項と同様に、当該変更が法令変更又は不可抗力によるときは、当該変更に伴い生じる損害及び費用に相当する額のうち、法令変更によるときは、第74条、不可抗力によるときは第78条の定めるところの負担割合に従う旨を追加いただけないでしょうか。	原案のままとします。
326	事業契約書 (案)	16	第46条 第5項	運営及び維持管理	「甲及び乙の責めに帰すことの出来ない事由による場合」は、第1条(44)の規定から、不可抗力にして頂けませんでしょうか。	
327	事業契約書 (案)	17	第49条	本施設の修繕及び機器の更新	本施設の修繕及び機器の更新が法令変更又は不可抗力によるときの費用負担は、法令変更によるときは第74条、不可抗力によるときは第78条に従うことで良いでしょうか。	
328	事業契約書 (案)	18	第50条	本施設見学者への対応	「見学者への対応」という項目が要求水準にありません(要求水準は「視察者対応」)が、どのように考えればよろしいのでしょうか。	提案事項になっています。また、事業提案の評価対象です。
329	事業契約書 (案)	18	第50条 第2項	本施設見学者への対応	支障がある場合は拒否できると考えてよろしいのでしょうか。また、見学者への対応の頻度の目安はあるのでしょうか。	そのとおりですが、見学者への対応は事業提案の評価対象です。 参考ですが、稚内市最終処分場では平成19年度(9月から3月まで)は13件、平成20年度は約18件です。
330	事業契約書 (案)	18	第50条 第2項	本施設見学者への対応	『施設の運営の支障とならない限り・・・』とありますが、『見学者への対応で支障が出る場合は、費用負担について協議する』と追加していただけませんか。	費用負担は考えていない。
331	事業契約書 (案)	18	第50条 第2項、第3項	本施設見学者への対応	見学者への対応は市の広報・普及活動の一環であり、施設の運営事業には含まれないものと考えます。「甲が行う見学者への対応への協力」に変更いただきたく願います。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
332	事業契約書 (案)	18	第 50 条 第 4 項	本施設見学者への対応	見学者への説明に必要な調度品類等の設置、事業概要の説明を行うリーフレット等の作成を行い、見学者へ配布するものとされていますが、これらにかかる諸経費等については、市側で負担していただけるのか、調度品類等の調達費用やリーフレット等の作成費用は、運営・委託費に含まれているのでしょうか。	運営・委託費に含まれます。
333	事業契約書 (案)	18	第 50 条 第 4 項	本施設見学者への対応	『事業概要を説明するリーフレット等を作成』とありますが、リーフレット等作成に関わる費用については整備・運営委託料に含まれるという理解でよろしいのでしょうか。	
334	事業契約書 (案)	18	第 51 条 第 3 項	モニタリングの実施	乙は、事前に公表内容について確認をして、必要に応じてその変更を申し入れることができるのでしょうか。	原則として、機密事項を除き公表となります。
335	事業契約書 (案)	18	第 52 条	業務不履行時の手続	本条・別紙 10 による固定費の減額措置は、損害賠償の予定と解釈してよいか明らかでないので、御教示願います。	固定費の減額措置は損害賠償の予定ではありません。
336	事業契約書 (案)	18	第 52 条 第 2 項	業務不履行時の手続	甲が、停止改善措置又は継続改善措置の指示を出すことについて、甲の裁量で可能な規定になっており、乙の地位が不安定になるおそれがあります(運営委託費の減額内容が異なってしまいます)。従い、乙は、甲に対して、不服申立てを行うことができる旨の規定を追加していただけないでしょうか。	停止改善措置又は継続改善措置については、要求水準書及び事業者の提案書に基づき実施されるモニタリングの結果に基づきおこなわれるものであり、甲の一方的な裁量により実施されるものではないことから、原案のままとします。
337	事業契約書 (案)	18	第 52 条 第 3 項 第 1 号	業務不履行時の手続	受け入れるごみの質・量が大幅に変化した場合等、要求水準の見直しを想定されているのでしょうか。	事業契約書(案)第 53 条第 2 項に規定するとおりとします。
338	事業契約書 (案)	18	第 52 条 第 4 項	業務不履行時の手続	「前 2 項(第 2 項、3 項)による改善措置の通告対象は、環境保全基準の不遵守、予定業の未実施及びその他甲が改善の必要があると判断した事象とする」の意味が明らかでないので御教示願います。	要求水準書の未達、事業者の提案書の未完等を指します。
339	事業契約書 (案)	19	第 53 条	処理対象物の受入れ及び管理	甲は、自らの責任と費用において、処理対象物を乙の指定する受入設備へ搬入と有ります。許可業者並びに市民搬入においても甲の責任において搬入すると考えて宜しいでしょうかお示ください。	処理対象物の責任は市にあります。ただし、搬入時の安全管理は事業者の責任になります。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
340	事業契約書 (案)	19	第53条 第2項	処理対象物の受入れ及び管理	第46条2項で既に同様の規定が設けられていますので、本項は不要と考えますので、削除いただけないでしょうか。	原案のままとします。
341	事業契約書 (案)	19	第54条	受入処理対象物の性状等の確認	この記述は、本施設に搬入される処理対象物の量及び性状の把握の最終責任は乙が負うことを意味しているのでしょうか？	そのとおりです。
342	事業契約書 (案)	19	第54条	受入処理対象物の性状等の確認	甲の責任において搬入される処理対象物の量および性状は、保証されないのでしょうか。	処理対象物のリスクは市の分担になります。
343	事業契約書 (案)	19	第55条 第3項	処理対象物の適正な処理	『法令等の変更に伴い処理対象物に関して変更などがあった場合・・・』とありますが、処理対象物の変更に伴い、エネルギー回収条件が達成されない場合の具体的な対策についてご教示願います。 (リスク分担表では処理対象物に対するリスクは、甲の分担になっておりますが)	処理対象物に対するリスクは市の分担となっておりますが、その影響を最低限にするための対応をおこなうべきと考えます。
344	事業契約書 (案)	19	第56条 第2項	回収エネルギーの利用	乙は発生ガスを自らの責任と費用において有価で売却し、その対価により本施設内のエネルギーを購入する・・・発生ガスの回収量、活用先を第47条にて報告が示されていますが、当稚内市は現在LPガスを使用しているとのことですが、将来計画で都市ガス(天然ガス化)構想の可否についてお示しください。	現状では、都市ガス(天然ガス化)構想はありません。
345	事業契約書 (案)	19	第56条 第2項	回収エネルギーの利用	2行目「できものとする」→「できるものとする」の誤りではないでしょうか。	指摘のとおり「できるものとする」の誤りですので、訂正します。
346	事業契約書 (案)	19	第56条 第2項、第3項	回収エネルギーの利用	第2項と第3項の違いについて、ご教示頂くようお願いいたします。	事業契約書(案)第56条第2項は、発生ガスを施設内でエネルギーの有効利用をおこなわず、発生ガスを直接売却し、その対価でエネルギーを購入活用するもの。 事業契約書(案)第56条第3項は、発生ガスを施設内で直接エネルギーに変換し有効利用をすること。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
347	事業契約書 (案)	20	第56条 第3項	回収エネルギーの利用	・・・乙は余剰ガス及び余剰エネルギーを自らの責任と費用において有価で売却できるとありますがガスを売却するのではなくバスで電気を作り売電する提案は認められるのでしょうか、また隣接のPFI事業もしくは稚内市の下水処理場に売電することは可能でしょうかお示してください。	施設内の有効利用をするものとし、全エネルギーを売却する事はできません。 売却先については、売却先と協議が必要です。
348	事業契約書 (案)	20	第58条	副生成物の有効利用	乙は、本施設を稼働することにより発生する脱水ろ液、最終残渣等(以下「副生成物」という。)は、原則としては、第57条に定める最終処分対象であるのか、本条に基づき、有効利用をはかることが原則であるのか、それとも事業者提案のいずれなのでしょう。また、最終処分が有効利用かの判断も、乙が自ら行う事柄と理解しますが如何でしょうか。	可能な限り有効活用をはかってください。有効利用等については、事業提案の評価対象です。
349	事業契約書 (案)	20	第58条	副生成物の有効利用	5行目の、「余熱の利用状況に関する報告」とは何を意味しているのでしょうか、ご教示頂くようお願いします。	質問の内容を踏まえ、修正します。
350	事業契約書 (案)	20	第59条 第2項	事故時等の措置	「周辺環境への影響について調査」との記載がありますが、 ①前項に規定する事態が発生した場合、必ず調査を行なうのでしょうか？ ②調査の内容については、その都度甲と協議して決めるのでしょうか？	①あきらかに影響が無い場合については、必要がありませんが、事業提案の評価対象です。 ②事業者の事業提案書に基づき作成される維持管理マニュアルによる。
351	事業契約書 (案)	20	第59条 第4項	事故時等の措置	『甲は調査を遂行するために、甲及び乙以外の第三者・・・調査を依頼することができる。』とありますが、第三者への調査費用等に関しては、甲が負担するものと考えて宜しいでしょうか。	原案のままとします。
352	事業契約書 (案)	21	第60条 第3項	事故時等の運転再開に対する費用負担	「甲及び乙のいずれの責めにもよらない場合」は、第1条(44)の規定から、不可抗力にして頂けませんでしょうか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
353	事業契約書 (案)	21	第 63 条 第 2 項、第 3 項	虚偽記載	虚偽記載が判明した場合について、整備・運営委託料の返還について、第3項で協議の規定ができませんが、前提として、第63条に定める問題が発生した場合には、協議を行うことができるとの規定を設けていただけないでしょうか。	事情聴取の機会が与えられます。なお、誤記載があり訂正します。
354	事業契約書 (案)	21	第 63 条	整備・運営委託料の返還	返還しなければならない金額は、運営委託料の範囲内となり、整備割賦払金には及ばないと理解しておりますが、問題ないでしょうか。	整備割賦払金におよぶ場合があります。
355	事業契約書 (案)	22	第 64 条 第 3 項	建設一時払金の請求の手續	「処理量の変動により変動費部分の過払いになっている場合には、」との記載がありますが、支払不足になっている場合には、甲は第4四半期の支払額に上乘せして支払って頂ける、と理解してよろしいですか？	そのとおりです。
356	事業契約書 (案)	22	第 64 条 第 3 項	整備・運営委託料の請求の手續	「毎年第1四半期から第3四半期までの、甲から乙に対する整備・運営委託料の支払の総計が、処理量の変動により変動費部分の過払いとなっている場合には、甲は第4四半期の支払額から当該過払い額を控除して支払うことができる」とあり、控除のタイミングがズレることが想定されます。本来事業者がコントロール出来無い状況が発生したと考えます。よって、第4四半期での清算は固定費に遡及しないとしていただきたい。	場合によっては、固定費にも及ぶ場合があります。ただし、事業契約書(案)第64条については訂正します。
357	事業契約書 (案)	22	第 65 条 第 1 項	契約保証	履行保証保険の被保険者は、甲としてもよろしいでしょうか。	そのとおりです。
358	事業契約書 (案)	22	第 65 条 第 1 項	契約保証	乙が甲を被保険者とする履行保証保険を締結し、工事開始予定日前までに当該保険証券を甲に提出する方法も可能でしょうか。なおこの場合には、そもそも保険金請求権は甲にありますので、質権設定は不要になります。	そのように考えます。
359	事業契約書 (案)	22	第 65 条 第 1 項	契約保証	履行保証保険の期間は、事業契約書(案)第1条、第65条からすれば、工事開始日から『工事完工予定日』まででよろしいですか。念のため確認させてください。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
360	事業契約書 (案)	23	第 67 条 第 1 項 第 4 号、第 5 号	工事完工日前の契約の解除	「会社整理」制度は、会社法の施行により廃止された制度ですので、削除いただけないでしょうか。	指摘のとおり誤りですので、削除します。
361	事業契約書 (案)	23	第 67 条 第 2 項	工事完工日前の契約の解除	工事完工日前の契約解除した場合、甲に対して整備費の 10 分の 1 に相当する違約金を乙が支払うとのことですが、ここで言う整備費とは別紙 2 の項目 1 (2) 1 で規定される設計・建設業務に係る費用(整備費)を指すのでしょうか、それとも純粋に施設整備にかかる費用を指すのでしょうかお示しください。	別紙 1-(2)-1)で規定される設計・建設業務に係る費用(整備費)です。
362	事業契約書 (案)	23	第 67 条 第 2 項	工事完工日前の契約の解除	記載はないですが、甲への違約金の支払は、第 65 条の履行保証の保険金を充当できるとの理解でよろしいですね？	そのとおりです。
363	事業契約書 (案)	23	第 67 条 第 2 項	工事完工日前の契約の解除	整備費の 10 分の 1 に相当する違約金については、事業契約第 65 条に規定される履行保証保険の保険金を市が受取ることで、違約金の支払いがなされたものとみなされますでしょうか。	そのとおりです。
364	事業契約書 (案)	23	第 67 条 第 4 項	工事完工日前の契約の解除	工事対象施設の出来高部分取得代金債権と違約金債権を相殺するのにあたっては、市が行使可能な履行保証保険保険金請求権を行使した後に、相殺をすると理解して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
365	事業契約書 (案)	23	第 67 条 第 6 項	工事完工日前の契約の解除	本項は、損害賠償の予定ではなく、超過損害について、甲が乙に請求することができる規定になっておりますので、違約金を超えて損害が発生したとしても、整備費を超えない旨を規定するなどして、損害賠償の限度額の規定を設けていただけないでしょうか。	原案のままとします。
366	事業契約書 (案)	23	第 67 条 第 6 項	工事完工日前の契約の解除	甲が被った損害の額の算定について、基本的にどのような項目を持って算定するかお示し願いたい。例えば、現在埋め立てられている隣接のPFI処分場での超過する期間と搬入量を按分した日数費用と期間を乗算した費用とするなど具体的な項目を示されることを希望します。	乙の責めに帰すべき事由と、相当因果関係にある損害はすべて請求対象となると考えます。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
367	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 1 項	工事完工日後の契約の解除	第4号、5号、「会社整理」制度は、会社法施行により廃止された制度ですので、削除していただけないでしょうか。また、第2号 と6号 が重複していますので、いずれかを削除していただけないでしょうか。	指摘のとおり誤りですので、削除します。
368	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 2 項	工事完工日後の契約の解除	「設計・建設業務に係る費用支払予定表の残存価格の10分の1に相当する違約金」と記述されていますが、“整備割賦払金の未償還元金残高の10分の1”との理解でよろしいですか？	そのとおりです。
369	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 2 項	工事完工日後の契約の解除	乙は「整備・運営委託料の支払方法」に定める設計・建設業務に係る費用支払予定表の残存価格の 10 分の1に相当する違約金の支払いを示されていますが、工事完工後とは維持管理・運営がスタートしている段階で違約金の算定根拠が設計建設とした理由は何処に必然性があるかお示してください。完工後であれば、所有権は稚内市に譲渡されていますので本件の資金調達先である金融機関が事業者へ過度の条件設定を求めることが想定されます。提案金額に影響しますので再考願います。	市に所有権がありますが、事業費に対する残額があるため、事業者に対し設定しています。
370	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 2 項	工事完工日後の契約の解除	維持管理・運営の段階で甲は乙に「整備・運営委託料の支払方法」に定める設計・建設業務に係る費用支払予定表の残存価格の 10 分の1に相当する違約金の支払いを示すが、工事完工後で事業期間を通した違約金を保証する保証保険制度は見当たりません。保証制度は単年度若しくは複数年度をカバーし乗り継ぐなどした制度に過ぎません。金融機関はその違約金額を保証させる為、事業期間を通したりザーブとして現金を求めるなど、提案金額を押し上げる要因となっていますので再考を願います。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
371	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 2 項	工事完工日後の契約の解除	設計・建設業務に係る費用支払予定表とは建設一時払金と整備割賦払金の内建設一時払金を控除した整備割賦払金(設計・建設業務の25%~30%)の残存価格の10分の1に相当する違約金の支払いを示すのでしょうか。工事完工後での違約金としては、最大で16億円の30%として4800万円に利息を加えた金額が維持管理運営初期に違約金相当額として必要となります。総事業費規模31億円で自己資本として1億円弱程度が必要となることをご検討いただき違約金相当額の再考を求めます。	原案のままとします。
372	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 2 項	工事完工日後の契約の解除	別紙2に定める「設計・建設業務に係る費用支払予定表」とは、事業契約別紙14の「整備割賦払金の償還表」のことを指すのでしょうか、それとも入札時の提案書類における「(様式9-14)整備・運営委託料支払い予定表」が事業契約別紙2に記載されるのでしょうか。	指摘のとおり「別紙14」の誤りですので、訂正します。
374	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 2 項	工事完工日後の契約の解除	文中の『費用支払予定表』は具体的にどの資料を示すのか、様式をご提示ください。	
373	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 2 項	工事完工日後の契約の解除	違約金算出の基礎となる設計・建設業務に係る費用支払予定表の残存価格とは、事業契約解除時点での未払いの割賦元金の合計であり、割賦金利分は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	原案のままとします。
375	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 3 項	工事完工日後の契約の解除	「別紙2「整備・運営委託料の支払方法」に定める設計・建設業務に係る費用支払予定表の当該支払日以降に発生する利息」とは、整備割賦払金の支払金利と解釈しますが宜しいでしょうか	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
376	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 3 項	工事完工日後の契約の解除	甲は乙に対して、工事完工後に本契約を解除した場合において設計・建設業務に係る費用支払予定表の利息を控除するとのことですが、工事完工後若しくは工事着工後であれば融資契約が事業者と金融機関間で契約が成立しています。依って、融資に関わる費用発生が行われていますので利息の控除を行うとした場合、融資契約に費やした費用の支払い方法についてお示しください。	費用については支払われないものとする。
377	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 3 項	工事完工日後の契約の解除	同条 3 項同様に利息を控除した場合の融資組成費用負担について、お示しください。	
378	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 3 項	工事完工日後の契約の解除	維持管理・運営の段階で「整備・運営委託料の支払方法」に定める運営委託料に係る当該年度費用支払の 10 分の 1 に相当する違約金としていただきたい。①工事完工後の違約金を設計建設業務とすることの必然性が見えないこと、②維持管理の初期の段階に高い違約金設定は融資機関の選定範囲を狭めること、③これから履行する維持管理業務業務遂行上の損害賠償であり損害が発生していないし当該事業年度の運営委託料の 10 分の 1 の費用でステップインを実行するに十分であること。以上から違約金の額設定においては適正な額の設定を期待します。	原案のままとします。
379	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 5 項	工事完工日後の契約の解除	取得代金とは、別紙 2 の設計建設業務の建設一時金でしょうかそれとも整備割賦払い金でしょうかお示しください。	別紙 14 のも整備割賦払金の残額になります。
380	事業契約書 (案)	24	第 68 条 第 5 項	工事完工日後の契約の解除	本条本項によれば、損害賠償の限度額の規定がありませんので、例えば、当該解除時まで乙が受領した運営委託料の累計額を限度とするなどの損害賠償の上限規定を設けていただけないでしょうか。	原案のままとします。
381	事業契約書 (案)	25	第 69 条	甲の債務不履行等による契約の解除	契約解除に伴い発生した金融費用は、甲が支払うと理解して宜しいでしょうか。	合理的な範囲内の金融費用は含まれます。
382	事業契約書 (案)	25	第 69 条 第 6 項	甲の債務不履行等による契約の解除	利息を控除した場合、融資組成費用の費用発生についてどのような状態で事業者を支払われるかお示しください。	原則、一括払となります。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
383	事業契約書 (案)	25	第 69 条 第 6 項	甲の債務不履行等による契約の解除	「また、一括して支払わないときは、乙の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。」との規定の趣旨が不明ですので、御教示下さい。	支払われるまでの会社維持に要する費用です。
384	事業契約書 (案)	25	第 69 条 第 7 項	甲の債務不履行等による契約の解除	市の債務不履行により事業契約が解除となった場合、事業者は一括で受け取った整備費により借入金全額を期限前弁済することとなります。事業者は金融機関より金利スワップ等を利用して固定金利にて資金調達することが想定されることから、期限前弁済時には金融機関宛にブレイクファンディングコスト(スワップ解約補償金又は精算金等の金融費用も含まれます)の支払いが生じる可能性があります。この場合のブレイクファンディングコスト相当額は、本項に基づく損害賠償として市に対して請求した場合、市から事業者に対し支払われるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲に限り、事業契約書(案)第 69 条第 2 項に基づく、損害額として支払われるものとします。
385	事業契約書 (案)	24	第 69 条、第 70 条	甲の債務不履行等による契約の解除、甲による任意解除	事業契約書第 75 条 3 項『甲は乙が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用を乙に対して支払うものとし、その支払い方法は甲と乙が協議の上決定するものとする』とありますが、第 69、70 条においても同様であると考えますので、同様の条文の追加が必要と考えますが、見解をお聞かせください。	原案のままとします。
386	事業契約書 (案)	26	第 70 条 第 2 項	甲による任意解除	「前項(又は第 1 項)の規定に基づき、…乙が本契約を解除した(又は終了させた)ときには」とありますが、これは、「甲が本契約を解除したとき」「甲が本契約を終了させたとき」の誤りでしょうか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
387	事業契約書 (案)	25	第 70 条	甲による任意解除	契約解除に伴い発生した金融費用は、甲が支払うと理解して宜しいでしょうか。	合理的な範囲に限り、そのとおりです。
388	事業契約書 (案)	25	第 70 条 第 2 項 ～第 6 項	甲による任意解除	第 2 項(工事着手前)、第 3 項(工事着手後工事完工前)、第 4 項(原状回復費用)、第 5 項(未払い整備費・運営委託料)によって、乙に填補される損害・負担費用を超えて乙に実損害が生じている場合、乙は甲に対してこれを請求できる旨を第 6 項は規定していると理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
389	事業契約書 (案)	25	第 70 条 第 6 項	甲による任意解除	市の任意により事業契約が解除となった場合、事業者は一括で受け取った整備費により借入金全額を期限前弁済することとなります。事業者は金融機関より金利スワップ等を利用して固定金利にて資金調達することが想定されることから、期限前弁済時には金融機関宛にブレイクファンディングコスト(スワップ解約補償金又は精算金等の金融費用も含まれます)の支払いが生じる可能性があります。この場合のブレイクファンディングコスト相当額は、本項に基づく損害賠償として市に対して請求した場合、市から事業者に対し支払われるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第 70 条第 2 項に基づいて、合理的な範囲に限り、金融費用を支払います。
390	事業契約書 (案)	26	第 71 条 第 1 項	事業期間終了後の本施設の 運営・維持管理	市は「本事業の実施の必要がなくなった場合又は本施設の転用が必要となったと認める場合」に 180 日以上前の通知で、本事業契約を解除することができることとあり、これは、市の任意解除権を広範に認めていると思われるので、かかる期限については、見直していただけないでしょうか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
391	事業契約書 (案)	26	第 71 条 第 2 項	事業期間終了後の本施設の 運営・維持管理	「更新後に最良の効果を得ることができると甲及び乙が判断し」と記述されていますが、 ①更新時期を迎える設備機器等の“更新”費用は運営委託料の範囲外であること、 ②更新費用については新たに締結する契約で取り決められる、との理解でよろしいですか？	①本運営委託料の範囲外です。 ②そのとおりです。
392	事業契約書 (案)	26	第 71 条 第 3 項	事業期間終了後の運営・維持管理	「その結果、本施設が使用に耐えうる状態にあることが、」と記述されていますが、“耐えうる状態”の定義を明確に(例:事業終了時点以後6ヶ月間は使用可能など)して頂けませんか？	No.165 の回答を参照して下さい。
393	事業契約書 (案)	26	第 71 条 第 3 項	事業期間終了後の運営・維持管理	本施設が継続して使用に耐えうる状態であることが事業終了の要件となっておりますが、この“本施設が継続して使用に耐えうる状態”について具体的にご提示願います。	
394	事業契約書 (案)	27	第 73 条 第 2 項	通知の付与	法令変更時から第 1 項に言う通知がなされるまでの間、乙にその履行義務が課せられるのは適当ではないと考えますので、「前項の通知がなされた時点」ではなく「法令変更時」と変更していただけないでしょうか。	原案のままとします。
395	事業契約書 (案)	27	第 73 条 第 74 条	通知の付与 協議及び追加費用の負担	第 73 条 2 項に「自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、その履行義務を免れるものとする」とある一方、第 74 条 1 項には「当該法令変更に対応するために、すみやかに本施設の設計変更及び追加費用の負担について協議するものとする。」とあります。この場合の第 73 条 2 項の「履行義務」とは具体的に何を指すのでしょうか、お示しください。	本契約に基づいて、市事業者双方に課せられる義務をいう。
396	事業契約書 (案)	27	第 74 条 第 2 項	協議及び追加費用の負担	要求水準書 3 頁・6 に遵守すべき法令が掲げられておりますが、これらが、別紙 15 の表「本事業に直接関係する法令変更の場合」に該当する法令であると理解してよいでしょうか。	そのとおりです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
397	事業契約書 (案)	27	第 75 条	法令変更による契約の終了	事業契約別紙 15 の費用分担規定によれば、外形標準課税に係る法令変更は事業者の負担としていますが、法令変更により外形標準課税が導入され、特別目的会社に資金不足が生じる事態に至った場合には、市は本事業の継続が困難と判断して本条に基づく事業契約の解除を頂けませんでしょうか。若しくは、特別目的会社を維持するための運営委託料の見直しを検討頂けることとなりますでしょうか。本事業の継続が困難と判断していただかず、資金不足を理由として破綻した場合、第 67 条による契約解除とされるのは回避したいと考えています。	事業契約書(案)第 73 条第 2 項及び第 75 条第 1 項の対象となる可能性があります。
398	事業契約書 (案)	27	第 75 条 第 3 項	法令変更による契約の終了	利息を控除した場合、融資組成費用の費用発生についてどのような状態で事業者を支払われるかお示ください。	合理的な範囲内の金融費用は含まれます。
399	事業契約書 (案)	27、28	第 75 条、第 79 条	法令変更による契約の終了、 不可抗力による契約の終了	法令変更・不可抗力により事業契約が解除となった場合、事業者は一括で受け取った整備費により借入金全額を期限前弁済することとなります。事業者は金融機関より金利スワップ等を利用して固定金利にて資金調達することが想定されることから、期限前弁済時には金融機関宛にブレイクファンディングコスト(スワップ解約補償金又は精算金等の金融費用も含まれます)の支払いが生じる可能性があります。この場合のブレイクファンディングコスト相当額は、「乙が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用」に含まれると理解して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
400	事業契約書 (案)	28	第 76 条	通知の付与	「前項の通知がなされた時点」ではなく「不可抗力が発生した時点」とすることが、乙が免責される範囲としては適切であると考えますので、「前項の通知がなされた時点」ではなく「不可抗力が発生した時点」と変更していただけないでしょうか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
401	事業契約書 (案)	28	第 78 条 第 2 項	協議及び追加費用の負担	不可抗力で本施設の設計図書に従い整備費用が増加すると判断し、本施設の全部又は一部の稼働を継続可能と甲が判断した場合、不可抗力が発生した日から 14 日以内に補修工事等の合意が成立しない場合であっても乙は継続する義務を負う。この場合一方的な甲の判断で事業者に義務を負わせることは甲の責任であるとしても、本件施設が抱える性能維持を客観的に判断する為の検証期間が必要です。依って、不可抗力が発生してから 30 日以内を目途に合意を求め 14 日以内に補修工事等の協議を開始とすべきと考えますが如何でしょうかお示ください。	原案のままとします。
402	事業契約書 (案)	28	第 78 条 第 4 項	協議及び追加費用の負担	不可抗力の発生後甲と乙は協議を行い固定費を見直し、必要金額を乙に支払う。ここでいう必要金額は一括して支払うとしていただきたい。お示ください。	通常の運営委託料の支払方法によります。
403	事業契約書 (案)	29	第 79 条 第 2 項	不可抗力による契約の終了	仮に、不可抗力が起きる前の出来高が 50%であったにもかかわらず、不可抗力により出来高が 10%となった場合、出来高は 10%になると思慮します。この場合、乙の損害となる 40%の出来高については甲にて負担して頂けるのでしょうか。乙が負担しなければならないのでしょうか。	追加工事及び修理等をおこない、使用する場合は当該対価をもって、買取の方向で検討します。
404	事業契約書 (案)	29	第 79 条第 2 項	不可抗力による契約の終了	建設期間中の不可抗力により建設中の一部が損壊した場合、当該損壊部分も出来高部分として代金が支払われるという理解でよろしいですか。	
405	事業契約書 (案)	29	第 80 条	保険	第 1 項、2 項、3 項の「別紙 17「乙が付保する保険」」は、「別紙 16「乙が付保する保険」」の記載の誤りでしょうか。	指摘のとおり「別紙 16」の誤りですので、訂正します。
406	事業契約書 (案)	29	第 80 条	保険	記載の『別紙 17』は『別紙 16』の誤りではないでしょうか？	

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
407	事業契約書 (案)	29	第 80 条	保険	『乙は、本件工事にかかる損失や損害に備え、建設期間中、別紙17『乙が付保する保険』に定められた種類及び内容の保険を自らの責任と費用において付保するものとし』との記載がありますが、乙から本施設の建設を請負う協力企業等が乙に代わり付保することは認められるでしょうか。同様に運営・維持管理期間中も乙から運営・維持管理を請負う協力企業等が乙に代わり付保することは認められるでしょうか。	事業者の責任によりおこなう場合は、可能と考えます。
408	事業契約書 (案)	29	第 81 条	公租公課の負担	消費税率及び地方消費税率に係る法令変更にもなう増額分は、第 74 条及び別紙 15 に基づき、甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
409	事業契約書 (案)	30	第 83 条 第 2 項	経営状況の報告	「各事業年度において半期ごとに」とありますが、監査報告書の提出は年1回であることから、財務書類の作成及び監査を受けることも、各事業年度ごとではないでしょうか。	指摘のとおり「各事業年度ごと」の誤りですので、訂正します。
410	事業契約書 (案)	30	第 84 条	秘密保持	秘密情報を流用禁止だけではなく、「秘密に保持する」旨も明記していただけないでしょうか。また、第1項各号に列挙する者への開示が認められているにしても、本条と同等の秘密保持義務を負わせるなどの対処をしたうえで、それらの者へ開示できるようにしていただけないでしょうか。	原案のままとします。 他の法令等により守秘義務が発生しているため、特に不要と考えます。
411	事業契約書 (案)	30	第 85 条	融資機関との協議	「本事業に関して乙が融資を受ける場合は」と記述されていますので、乙が金融機関から融資を受けない場合もある、とご理解頂いていると考えてよろしいですか？	本事業における資金調達は、プロジェクトファイナンスに限ります。
412	事業契約書 (案)	30	第 85 条	融資機関との協議	甲は、本事業に関して乙が融資を受ける場合は融資機関と協議するものとの規定ですが、その具体的内容が明確ではありませんので、御教示願います。また、乙と融資機関の契約条件交渉について、市も直接協議に参加されるという意味でしょうか。	市と金融機関が直接協定に関する事項です。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
413	事業契約書 (案)	30	第 86 条	株主構成の変更	株主の構成を維持する規定については、基本協定等で定めるべき事柄であり、本事業契約で定める規定ではないと考えますので、削除いただけないでしょうか。	原案のままとします。
414	事業契約書 (案)	31	第 87 条	特許権等の使用	甲の指定する工事材料・施工方法等を使用する場合は、甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	「ただし、市が工事材料、施工方法等で指定した場合は、入札説明書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知っていた、または知り得べき場合を除き、市が責任を負う。」を追加いたします。
415	事業契約書 (案)	31	第 88 条	特許権	『甲は、本事業に関することに限り・・・』とありますが、『本事業に関する』を具体的にご教示願います。また、乙が提案した設計図書類等、ノウハウにかかわる事項においては、乙の承諾をもって開示としていただけないでしょうか。	本事業はすべてにおいてです。 特許権に関する部分は、事業者の承諾をもって開示します。
416	事業契約書 (案)	別紙 2-1	別紙 2-1	整備・運営委託料の構成	建設一時払金について、物価変動による改定ありとされています。運営委託料については別紙13に記載がありますが、建設一時金の物価変動については改定方法の具体的記載がありません。改定の根拠とする基準、指数等を明示願います。	具体的な記載はありませんが、建設一時払金が著しく不当な状態と認める場合は協議にる。
417	事業契約書 (案)	別紙 2-1	別紙 2-1. -(2) -1)-カ	自然エネルギー活用対策費	自然エネルギー活用対策とはどのようなことでしょうか。要求水準に記載がありませんが、どのように考えればよろしいのでしょうか。	事業者の自由な発想・提案に期待します。
418	事業契約書 (案)	別紙 2-2	別紙 2-1-(2)-2)	建設一時払金	『基準金利は、共同通信社より・・・ ベース15年物(円ー円)金利スワップレートとする。』とありますが、ベース10年物の間違いではありませんか。	原案のままとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
419	事業契約書 (案)	別紙 2-2	別紙 2-1-(2)-2)	物価変動及び建設前払い金	事業契約(案)第 21 条第 1 項に物価変動の記載が見当たりませんので適用条項を追加ください。また、本件は建設前払い金の適用の可否についてお示ください。	指摘のとおり「第 62 条第 1 項」の誤りですので、訂正します。
420	事業契約書 (案)	別紙 2-2	別紙 2-1-(2)-2)	建設一時払金の物価変動	建設期間中の物価変動は、事業契約書(案)第 21 条第 1 項を適用すると記載されていますが、第 21 条は工事現場の安全確認に関する記載となっています。修正して頂けますでしょうか。	
422	事業契約書 (案)	別紙 2-3	別紙 2-1-(2)-3)-②	支払金利	『また、著しい物価変動があった場合、事業契約書(案)第 21 条第 1 項を適用する。』とありますが、正しい条項の提示をお願い致します。	
421	事業契約書 (案)	別紙 2-2	別紙 2-1-(2)-3)-①	支払金利	工事が遅延するなどして、平成 23 年 3 月 31 日の引渡予定日に本施設の引渡しが行われなかった場合、基準金利設定日は見直しして頂けますでしょうか。割賦金利決定の基準金利設定日と融資実行の金利決定日の間に日数があると、事業者金利変動のリスクが生じることから回避できるよう手当てをお願いします。	遅延の理由により、協力し協議します。
423	事業契約書 (案)	別紙 2-3	別紙 2-1-(2)-3)-②	支払金利	『基準金利設定は、平成 24 年 4 月 2 日(月)に行うものとする。』とありますが、引渡し日が遅延した場合は、変更されるのでしょうか。	
424	事業契約書 (案)	別紙 2-3	別紙 2-1-(3)-2)	運営委託料	運営委託料のうち、補修費、保守点検費が固定費となっていますが、補修費、保守点検費は処理対象物の量と質、及び運転時間により変動します。第 62 条第 2 項の規定により、固定費の見直しも可能と理解してよろしいでしょうか？	

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
425	事業契約書 (案)	別紙 2-3	別紙 2-1-(3)-2-②	変動費	ア用役費のうち電気等イ運搬費ウその他について変動費としていますが、事業内容に照らし合わせ事業者提案とすべきと考え変動費を削除し固定費のみとすることを認めていただきたい。特に運搬費は委託で行う場合も自己所有で行う場合も考えられます、よって、運搬費用は固定費とすべきと考えます。また、本件の事業規模からして、変動費の費目の取り扱い有無も含むは提案事業者の裁量で行うことが合理的と考えます	原案のままとします。
426	事業契約書 (案)	別紙 2-4	別紙 2-2-(1)	建設一時払金	平成 22 年度末に事業者から市に対し建設一時払金の請求書を提出するために必要な条件はどのようなものがありますでしょうか。事業契約には記載がないようですが、建設期間の中間時点において市の中間確認書の発行等があり、それを前提とするのでしょうか。	ご質問の内容を踏まえ、修正します。
427	事業契約書 (案)	別紙 2-4	別紙 2-2-(1)	建設一時払金	事業契約第 33 条に規定される完工確認書の発行がなされれば、平成 23 年度末に事業者から市に対し建設一時払金の請求書を提出することで宜しいでしょうか。同契約第 34 条第 1 項による本施設の引渡し及び登記の完了は影響しないと理解していますが如何でしょうか。	
428	事業契約書 (案)	別紙 2-4	別紙 2-2-(2)	整備割賦払金	事業契約第 47 条に規定される四半期報告書の確認がなされれば、整備割賦払金の請求書を提出ができるとしていますが、本施設の引渡しが完了している場合は、何らかの理由で本施設の運営が開始されていなくとも、整備割賦払金は請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
429	事業契約書 (案)	別紙 2-4	別紙 2-2-(2)	整備割賦払金	本施設の引渡しが遅延した場合においても、整備割賦払金は引渡しが完了した時点から起算して毎年度 4 回ずつ計 60 回の支払いとなりますでしょうか。若しくは、引渡しが完了し請求が可能となった時点で、本来その時点までに支払われるべきであった整備割賦払金をまとめて請求することとなりますでしょうか。	完了した時点から起算して毎年度 4 回ずつ計 60 回の支払いとします。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
430	事業契約書 (案)	別紙 2-4	別紙 2-2-(2)	整備割賦払金	整備割賦払金の請求に係る四半期報告書の市による確認についても、「(3)運営委託料」に規定される四半期報告書の提出を受け 14 開庁日以内に市が行うモニタリング結果通知を以て行われるということでしょうか。整備割賦払金の請求を、運営委託料の請求に係るモニタリング通知前に行い、整備割賦払金を運営委託料より前に受領することは可能でしょうか。	原則同時といたします。
431	事業契約書 (案)	別紙 2-4	別紙 2-2-(2)	整備割賦払金	2 行目の「及び4月1日以降(台4四半期相当分)、…」は「及び4月1日以降(第4四半期相当分)、…」の誤りでしょうか。	指摘のとおり「第4四半期」の誤りですので、訂正します。
432	事業契約書 (案)	別紙 2-4	別紙 2-2-(3)	整備割賦払金	4～5 行目の「及び4月1日以降(台4四半期相当分)、…」は「及び4月1日以降(第4四半期相当分)、…」の誤りでしょうか。	
433	事業契約書 (案)	別紙 4-1	別紙 4	事業日程表	事業日程表から運営開始日平成 24 年 4 月、平成 24 年 3 月引渡予定日(完工確認は運営開始予定日の 30 日前)、依って第 32 条の甲による完工確認は平成 24 年 3 月 14 日となると解釈しますが如何でしょうか。その場合で最短の施設譲渡日若しくは融資実行日は平成 24 年 4 月 2 日(月)となるのでしょうかお示しください。また、試運転期間が 180 と設定されていますが、本施設稼働に必要なバイオマス原料(一般廃棄物)は甲にて無償で民間事業者の試運転立ち上げに必要な数量等を確保いただけると考えますが重ねてお示しください。	引き渡予定日は平成 24 年 3 月 31 日、運営開始予定日は平成 24 年 4 月 1 日を予定しています。間に合うよう工期及び工程を算出してください。 処理対象物については、本稼働時と同様の供給を行うものです。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
434	事業契約書 (案)	別紙 6-1	別紙 6	完工時提出図書	当社及び当社関連企業は公共工事を請負う企業として、極力上位の指導方針に従い社内ルールとしています。交付金事業である本事業の所管であることからエコファイル製本の使用を認めていただきたい。極力『金文字製本』はその後の用途等から使用しない社内方針でありますことご理解を頂きたく善処願います。	申し出により許可します。
435	事業契約書 (案)	別紙 7-1	別紙 7-1、2	別紙7瑕疵担保(第35条関係)	1.建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備を含む) 引渡し後2年間とする。 2.プラント工事関係 引渡し後3年間とする。ただし、可動部は2年間とする。 とありますが、瑕疵担保期間以降については事業者が予定している補修費の対象項目以外の長期修繕等は、貴市が負担して修繕を行うと理解して宜しいでしょうかかご教示ください。	本業務期間内の修繕は事業者の負担となります。
436	事業契約書 (案)	別紙 9-2	別紙 9-2-(1)	財務状況モニタリング	ここでは、会社法第435条第2項に規定する計算書類を毎事業年度作成(即ち年1回)と記載されていますが、事業契約第83条2項では“半期ごと”に作成(即ち年2回となっております。いずれが正しいのでしょうか？	No.409 の回答を参照して下さい。
437	事業契約書 (案)	別紙 10-1	別紙 10-1	停止改善措置	『甲は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができる』とあるが、指示することのできる期間を規定できないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
438	事業契約書 (案)	別紙 10-3	別紙 10-2-(5)	継続改善措置	運営委託料の減額措置の1回目、2回目、3回目、4回目というカウントは、同一四半期の期間で考えればいいのでしょうか。例えば、同一四半期に2回業務不履行があり減額された場合でも、翌四半期ではまたゼロカウントからという理解でよろしいですか	連続してですので、翌四半期も該当します。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
439	事業契約書 (案)	別紙 10-3	別紙 10-2-(9)	継続改善措置	「上記(7)の場合」は、「上記(8)の場合」の誤りでしょうか。	指摘のとおり「上記(8)の場合」の誤りですので、訂正します。
440	事業契約書 (案)	別紙 11-1	別紙 11	処理対象物の性状等	入札説明書のリスク分担表(P. 47)で、処理対象物の質に関するリスクは市となっています。本表は参考とされていますが、本契約における処理対象物の性状に関する契約条件と理解しますが、よろしいでしょうか？ 尚、第54条 受入処理対象物の性状等の確認は、適切な管理のため、初期の契約条件を設定するものではないと解釈します。	そのとおりです。
441	事業契約書 (案)	別紙 13-1	別紙 13-1	整備割賦払金の改定	建設一時払金につきましては、別紙2に基づき、建設期間中の物価変動により変更されると理解しております。追記して頂けませんかでしょうか。	No.419 の回答を参照して下さい。
442	事業契約書 (案)	別紙 13-1	別紙 13-1	整備割賦払金の改定	整備割賦払金は、平成 24 年4月2日にも基準金利の見直しを実施されると思いますので、追記して頂けませんかでしょうか。	原案のままとします。
443	事業契約書 (案)	別紙 13-1	別紙 13-1	整備割賦払金の改定	『東京時間午前10時にテレレート・・・ベース15年物(円-円)金利スワップレートとする。』とありますが、ベース5年物の間違いではありませんか。	原案のままとします。
444	事業契約書 (案)	別紙 13-1	別紙 13-2-(1)-1)	改定対象とする価格指数	対象費用 CC の価格指数を追記して頂けませんかでしょうか。	運営委託料(固定費)のうち、人件費相当額及び用役費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額を控除した額が算出されます。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
445	事業契約書 (案)	別紙 13-1	別紙 13-2-(1)-2)	改訂対象とする価格指数	環境案件は一般消費者物価指数では判断しにくいと一般的に通用しています消費税を除く国内企業物価指数を基本に改定指数としていただきたい。また、実態にそぐわない整合しない場合は協議を行うことを事業の安定化のために認めていただきたい。	事業契約書(案)のとおりとします。
446	事業契約書 (案)	別紙 15-1	別紙 15	法令変更等の場合の費用分担規定	例えば、本施設運営にも関連する環境規制強化等の法令変更があった場合には、別紙15でいう『本事業に直接関係する法令変更の場合』という取り扱いでよろしいですか。	そのとおりです。
447	事業契約書 (案)	別紙 15-1	別紙 15	法令変更等の場合の費用分担規定	別紙15で乙が100%負担する旨が表示されている項目については、『世間一般の企業全般に係る法令変更についてはPFI事業者も負担すべき』との誤った考え方に基づいたものではないでしょうか。この考え方が該当するのは、世間一般企業及びPFI事業者のうち価格(委託料)設定の裁量権を持つ事業者(以下、両者を合わせて『価格裁量権事業者』という。)のみであり、例えば増税による支出増加の場合、価格裁量権事業者は価格を上げることで支出増加を吸収可能ですが、本事業のように価格設定が契約で規定されているPFI事業の場合、PFI事業者は対策の取りようが無く、利益が圧縮されて融資返済にも支障が出かねません。別紙15に記載された法令の変更等の場合は、全て甲が100%負担することにして下さい。	原案のままとします。
448	事業契約書 (案)	別紙 16-1	別紙 16	乙が付保する保険	乙が付保する保険は、構成員等が付保しても問題は無いとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責任によりおこなう場合は、可能と考えます。

No.	資料名	ページ数	項目番号	項目	質問事項	回答
449	事業契約書 (案)	別紙 16-1	別紙 16	乙が付保する保険	甲が指定する保険種目の保険条件については、事業者の提案に任せるという理解でよろしいですか。	そのとおりです。